

光電話サービス契約約款

(コミュファ光電話)

2021年1月1日

中部テレコミュニケーション株式会社

目次

第1章 総則

第1条(約款の適用)

第2条(約款の変更)

第3条(用語の定義)

第2章 光電話サービスの種類等

第4条(光電話サービスの種類等)

第3章 光電話サービスの提供区域

第5条(光電話サービスの提供区域)

第4章 契約

第6条(契約の単位)

第7条(光電話申込を行うことができる者の条件)

第8条(光電話申込の方法)

第9条(光電話申込の承諾)

第10条(固定通信番号)

第11条(通信チャネル)

第12条(光電話サービスの提供開始日)

第13条(光電話サービスの契約内容の変更)

第14条(光電話サービスの利用の一時中断)

第15条(光電話サービス利用権の譲渡の禁止)

第16条(契約者が行う光電話サービス契約の解除)

第17条(当社が行う光電話サービス契約の解除)

第18条(その他の提供条件)

第5章 付加機能

第19条(付加機能の提供)

第20条(付加機能の廃止)

第21条(付加機能の利用の一時中断)

第6章 光電話アダプタ等の提供等

第22条(光電話アダプタ等の提供)

第23条(光電話アダプタ等の利用の一時中断)

第24条(光電話アダプタ等の利用の中止)

第25条(光電話アダプタ等の返却)

第7章 利用中止及び利用停止

第26条(利用の中止)

第27条(利用の停止)

第8章 音声通信

第28条(音声通信の種類)

第29条(音声通信の品質)

第29条の2(相互接続点との間の通話等)

第30条(通信利用の制限等)

第31条(通信時間等の制限)

第32条(外国における取扱制限)

第33条(国際通信の利用制限)

第34条(音声通信時間の測定等)

第35条(通信明細の記録)

第36条(発信固定通信番号通知)

第9章 料金等

第37条(料金及び工事等に関する費用)

第38条(利用料金の支払義務)

第39条(通信料金の支払義務)

第40条(工事費の支払義務)

第40条の2(附帯サービスに関する料金の支払義務)

第40条の3(手続きに関する料金の支払義務)

第41条(債権の譲渡)

第42条(料金の計算方法等)

第43条(割増金)

第44条(延滞利息)

第44条の2(相互接続通話の料金の取扱い)

第44条の3(協定事業者が定める相互接続通話の料金等の滞納措置)

第44条の4(協定事業者に係る債権の譲受等)

第10章 保守

第45条(契約者の維持責任)

第46条(契約者の切分責任)

第47条(修理又は復旧の順位)

第11章 損害賠償

第48条(責任の制限)

第 49 条(免責)

第 12 章 雑則

第 50 条(承諾の限界)

第 51 条(利用に係る契約者の義務)

第 51 条の2(他の電気通信事業者との利用契約の締結)

第 51 条の3(協定事業者の電気通信サービスに関する料金の回収代行)

第 52 条(契約者以外の者の利用に係る義務)

第 53 条(契約者の氏名等の通知)

第 54 条(協定事業者からの通知)

第 55 条(番号ポータビリティ)

第 56 条(電話帳への掲載)

第 57 条(電話番号案内)

第 58 条(番号情報の提供)

第 59 条(相互接続番号案内)

第 59 条の2(相互接続番号案内料金の支払義務)

第 60 条(電報サービスの利用)

第 61 条(天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス)

第 62 条(契約者に係る情報の利用)

第 63 条(法令に規定する事項)

第 64 条(閲覧)

別記

- 1 光電話サービスの提供区域
- 2 契約者の地位の継承
- 3 契約者の氏名等の変更
- 4 新聞社等の基準
- 5 電気通信設備の設置場所の提供等
- 6 自営端末設備の接続
- 7 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 8 自営電気通信設備の接続
- 9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 10 当社の維持責任
- 11 電話帳の普通掲載
- 12 電話帳の掲載省略
- 13 技術資料の項目
- 14 情報提供
- 15 他の電気通信事業者との利用契約の締結

別表

料金表

通則

第1表 料金

第2表 工事に関する費用

第3表 附帯サービスに関する料金

第4表 手続きに関する料金

料金表別表 削除

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 中部テレコミュニケーション株式会社(以下「当社」といいます。)は、この光電話サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これにより光電話サービス(当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。

(注)本条のほか、当社は、光電話サービスに附帯するサービス(当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。)をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
音声通信	インターネットプロトコルにより音声その他の音響を電気通信回線を通じて伝送交換する通信
IP電話網	主として音声通信の用に供することを目的として、伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
光電話サービス	当社が提供する光ネットサービス、光ネットアクセスサービス、光ネットビジネスサービス及び光ネット集合一括サービス又は光ネット集合一括サービスの卸提供に係る契約を締結している事業者(以下「マンション卸提供事業者」といいます。)が別に契約約款に定めるサービス(以下「マンション卸提供サービス」といいます。)の付加機能として、契約者の電話機等から音声その他の音響を電気通信回線を通じてインターネットプロトコルにより伝送交換して通信を行うサービス
サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それにより光電話サービスに関する業務を行う事業所
サービス取扱所	(1) 光電話サービスに関する契約事務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により光電話サービスに関する契約事務を行う者の事業所
相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者又は事業法第16条の届出をした者をいいます。以下同じとします。)との間の相互

	接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
サービス接続点	IP電話網と当社の他の電気通信サービスに係る電気通信設備との接続点
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
光電話サービス契約	当社から光電話サービスの提供を受けるための契約
光電話申込	光電話サービス契約の申し込み
申込者	光電話サービス契約の申し込みをした者
契約者	当社と光電話サービス契約を締結している者
IP利用回線	光電話契約者に係る次の電気通信サービスのアクセス回線 (1) 光ネットサービス契約約款に定める光ネットサービス (2) 光ネットアクセスサービス契約約款に定める光ネットアクセスサービス (3) 光ネットビジネスサービス契約約款に定める光ネットビジネスサービス (4) 光ネット集合一括サービス利用契約約款に定める光ネット集合一括サービス (5) マンション卸提供事業者が別に契約約款に定めるマンション卸提供サービス
IP利用回線等	(1) IP利用回線 (2) 当社以外の電気通信事業者が提供する電話サービスの用に供している回線
光電話アダプタ	IP利用回線の末端に接続される、光電話サービスの音声その他の音響の伝送を仲介するための機能を提供する端末設備(IP利用回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるものをいいます。)
ホームゲートウェイ	IP利用回線の末端に接続される、光電話サービスの音声その他の音響の伝送を仲介するための機能及びブロードバンドルータ機能を提供する端末設備
光電話アダプタ等	光電話アダプタ及びホームゲートウェイ
電気通信番号	電気通信事業者が電気通信役務の提供に当たり送信の場所と受信の場所との間を接続するために電気通信設備を識別し、又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために用いる番号、記号その他符号
固定通信番号	電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号。以下「番号規則」といいます。)別表第1号に規定する電気通信番号
IP通信番号	番号規則別表第6号に規定する電気通信番号
IP電話設備	当社又は協定事業者が設置する電気通信設備であって、IP通信番号により識別されるもの
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	当社が別に定める電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末設備等の接続の技術的条件
利用の一時中断	光電話サービス又は付加機能に係る電気通信設備等を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすること

光電話サービス利用権	契約者が光電話サービス契約に基づいて、光電話サービスの提供を受ける権利
サービスを全く利用できない状態サービスを全く利用できない状態	光電話サービス契約に係る電気通信設備によるすべての通信が全く利用できない、又は著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態
番号ポータビリティ	第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条表二項に規定する「利用者が、当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更することができる」こと
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 光電話サービスの種類等

(光電話サービスの種類等)

第4条 光電話サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
光電話サービス	IP電話網及びIP利用回線を使用して音声通信を行うサービス

第3章 光電話サービスの提供区域

(光電話サービスの提供区域)

第5条 当社の光電話サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、1のIP利用回線につき1の光電話サービス契約を締結します。この場合、契約者は、1の光電話サービス契約につき1人に限ります。

(光電話申込を行うことができる者の条件)

第7条 光電話申込を行うことができる者は、当社が別に定めるIP利用回線に係る契約を締結している又は契約申込みをしている者に限ります。

(光電話申込の方法)

第8条 光電話申込をするときは、当社所定の申込書に記載し光電話サービス取扱所に提出(電磁的方法による提出を含みます。)又はインターネット(主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備をいいます。以下同じとします。)を經由して当社所定の契約申込書式をサービス取扱所に提出していただきます

2 削除

(光電話申込の承諾)

第9条 光電話サービス契約は、光電話申込に対して当社が承諾の意思表示をしたときに成立します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、その光電話申込を承諾しないことがあります。この場合において、承諾しなかったときは、当社は申込者に対し、その旨を通知します。なお、各号のいずれかによるものかは、当社は申込者に開示しないものとします。

- (1) 光電話サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が光電話サービス又はIP利用回線の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 申込者が第27条(利用停止)の規定のいずれかに該当し、光電話サービスの利用を停止されている、又は契約解除を受けたことがあるとき。
- (4) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (5) その他光電話サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。

(固定通信番号)

第10条 当社は、契約者に、1の光電話サービス契約について1の固定通信番号を、当社が別に定めるところにより付与します。ただし、第55条(番号ポータビリティ)の規定による場合は、この限りではありません。

2 IP利用回線の移転等により、その光電話サービス契約の固定通信番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

3 前項に規定するほか、当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、固定通信番

号を変更することがあります。

4 前2項の規定により、固定通信番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

(通信チャネル)

第11条 当社は、契約者に、1の光電話サービス契約について1の通信チャネルを設定します。この場合、契約者は1の音声通信を行うことができます。

(光電話サービスの提供開始日)

第12条 光電話申込に基づき、当社が別に定める日をもって光電話サービスの提供を開始した日とします。

(光電話サービスの契約内容の変更)

第13条 当社は、契約者から請求があったとき(別記2及び別記3に定める変更を含みます。)は、第8条(光電話申込の方法)に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第9条(光電話申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(光電話サービスの利用の一時中断)

第14条 当社は、次の場合には、光電話サービスの利用の一時中断を行います。

- (1) 契約者から請求があったとき。
- (2) そのIP利用回線に係る利用の一時中断があったとき。

(光電話サービス利用権の譲渡の禁止)

第15条 光電話サービス利用権は、譲渡することはできません。

(契約者が行う光電話サービス契約の解除)

第16条 契約者は、光電話サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめサービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う光電話サービス契約の解除)

第17条 当社は、次の場合には、光電話サービス契約を解除することがあります。

- (1) 第27条(利用の停止)の規定により、光電話サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) IP利用回線に係る契約の解除、又は細目又は区別の変更に伴い、第7条(光電話申込を行うことができる者の条件)の規定を満たさなくなった旨の届出があったとき又はその事実を知ったとき。
- 2 当社は、契約者が第27条(利用の停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第27条(利用の停止)の規定にかかわらず、光電話サービスの利用停止をしないで光電話サービス契約を解除することがあります。
- 3 IP利用回線に関して次の事項に該当する場合に、光電話サービス契約を解除します。

- (1) 契約者が、IP利用回線の契約を締結している者と同一でないことについて、当社がその事実を知ったとき
 - (2) そのIP利用回線に係る契約の解除があったとき又はその事実を知ったとき。
 - (3) そのIP利用回線が、移転により光電話サービスの提供区域外となったとき。
- 4 当社は、前三項の規定により光電話サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

(その他の提供条件)

第 18 条 光電話サービス契約に関するその他の提供条件については、別記2、3、5、6、7、8、9及び14に定めるところによります。

第5章 付加機能

（付加機能の提供）

第 19 条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表第1表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

- 2 当社は、料金表に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。
- 3 付加機能の利用の請求に基づき、当社が別に定める日をもって付加機能の提供を開始した日とします。
- 4 当社は、付加機能を利用することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

（付加機能の廃止）

第 20 条 当社は、その付加機能の提供を受けている契約者から、光電話サービス契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があったときには付加機能を廃止します。

- 2 当社は、料金表に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の廃止を行うことがあります。

（付加機能の利用の一時中断）

第 21 条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断を行います。ただし、料金表に特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。

第6章 光電話アダプタ等の提供等

(光電話アダプタ等の提供)

第 22 条 当社は、光電話サービスの提供に必要な光電話アダプタ等を料金表第1表(料金)に定めるところにより提供します。

2 当社は、前項の規定により提供する光電話アダプタ等が、IP利用回線に接続されている場合においてその状態の監視及び光電話サービスの利用に必要な設定を遠隔にて行います。契約者は、これを承諾していただきます。

3 光電話アダプタ等の設置場所の提供については、別記5に定めるところによります。

(光電話アダプタ等の利用の一時中断)

第 23 条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する光電話アダプタ等の利用の一時中断を行います。

(光電話アダプタ等の利用の中止)

第 24 条 当社は、保守上又は工事上やむを得ないときは、光電話アダプタ等の利用を中止することがあります。

2 当社は、前項の規定により光電話アダプタ等の利用の中止をするときには、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、光電話アダプタ等の利用中止後すみやかに通知するものとします。

(光電話アダプタ等の返却)

第25条 契約者は、次の場合には、その光電話アダプタ等を当社が指定する光電話サービス取扱所へ速やかに返却していただきます。

(1) 光電話サービス契約の解除がされたとき。

(2) 光電話アダプタ等の種類等の変更を請求し、当社より承諾を受けたとき。

(3) 当社が光電話アダプタ等の廃止を決定し、その旨を契約者に連絡したとき。

(4) その他当社が別に定めるとき。

第7章 利用中止及び利用停止

(利用の中止)

第 26 条 当社は、次の場合には、光電話サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき(協定事業者から請求があったものを含みます)。
 - (2) 第 30 条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (3) IP利用回線から、多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。以下同じとします。)を発生させることにより、現に音声通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたととき。
 - (4) IP利用回線が利用中止になったとき。
 - (5) 協定事業者の電気通信設備を経由する音声通信が、全く利用できなくなったとき。
- 2 当社は、前項の規定により光電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめ当社が指定するホームページ又は電子メールにより契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用の停止)

第 27 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間((1)の場合は、その光電話サービスの料金等が支払われるまでの間)、その光電話サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 光電話サービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 当社と契約を締結している又は締結していた他の電気通信サービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 第 51 条(利用に係る契約者の義務)又は第 52 条(契約者以外の者の利用に係る義務)の規定に違反したとき。
 - (4) IP利用回線に係る契約約款等の規定により、そのIP利用回線が利用停止となったとき。
- 2 当社は、前項の規定により光電話サービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由及び利用停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし、前項第3号の規定により、光電話サービスの利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第8章 音声通信

(音声通信の種類)

第28条 音声通信の種類は、料金表に定めるところによります。

(音声通信の品質)

第29条 光電話サービスに係る音声通信の総合品質は、そのIP利用回線の利用形態等により、変動することがあります。

(相互接続点との間の通話等)

第29条の2 相互接続点を經由する通話(以下「相互接続通話」といいます。)は、相互接続協定に基づき当社が別に定めた通話に限り行うことができる者としします。

2 相互接続を行うことができる地域(以下「接続対象地域」といいます。)は、当社が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとしします。

(通信利用の制限等)

第30条 当社は、光電話サービスに係る通信が著しくふくそうし、光電話サービスに係る通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力等の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする光電話サービスに係る通信、及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする光電話サービスに係る通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関で利用している光電話サービス(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。)以外のものによる光電話サービスに係る通信の利用を中止する措置(特定の地域のIP利用回線への光電話サービスに係る通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
当社が別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関

その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(通信時間等の制限)

第31条 前条の規定による場合のほか、当社は、音声通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域のIP利用回線への音声通信の利用を制限することがあります。

(外国における取扱制限)

第32条 国際通信の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

(国際通信の利用制限)

第33条 光電話契約者は、コールバックサービス(IP利用回線から発信する国際通信を外国から発信する形態に転換することによって国際通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)のうち、次の方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で国際通信を行ってはなりません。

区 別	方式の概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して国際通信の請求が行われ、光電話契約者がコールバックの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際し、当社が国際通信に係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑制されることとなるコールバックサービスの方式

(音声通信時間の測定等)

第34条 音声通信時間の測定等については、料金表に定めるところによります。

(通信明細の記録)

第35条 契約者は、当社が通信時間の測定等のためにその通信の明細を記録することを承諾していただきます。

(発信固定通信番号通知)

第36条 IP利用回線からIP利用回線等への音声通信については、そのIP利用回線の固定通信番号を着信先のIP利用回線等へ通知します。

ただし、次の音声通信等については、この限りではありません。

- (1) 音声通信等の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う音声通信等
- (2) 発信者番号非通知機能の提供を受けている固定通信番号に係る自営端末設備から行う音声通信等(当社が別に定める方法により行う音声通信を除きます。)
- (3) その他当社が別に定める場合

2 前項の規定に係わらず、番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号に対して行

う通信については、その発信固定電話番号等(発信固定電話番号、その通信の発信元に係る契約者の氏名若しくは名称、並びに住所若しくは居所をいいます。)を着信先のIP利用回線等へ通知することがあります。

- 3 第1項又は第2項の場合において、固定電話番号等を着信先のIP利用回線等へ通知する又は通知しないに伴い発生する損害については、第48条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注)第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う音声通信は、音声通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う音声通信とします。

第9章 料金等

(料金及び工事等に関する費用)

第 37 条 当社が提供する光電話サービスの料金は、利用料金、通信料金、附帯サービスに関する料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金)、第3表(附帯サービスに関する料金)及び第4表(手続きに関する料金)に定めるところによります。

なお、利用料金は、当社が提供する光電話サービスの態様に応じて、月額基本料、光電話アダプタ等利用料及び付加機能利用料を合算したものとします。

2 当社が提供する光電話サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

(利用料金の支払義務)

第 38 条 契約者は、光電話サービス契約に基づいて、当社が光電話サービスの提供を開始した日(付加機能又は光電話アダプタ等についてはその提供を開始した日)から起算して、光電話サービス契約の解除があった日(付加機能又は光電話アダプタ等についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)第1(利用料金)に規定する料金を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により光電話サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合には、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大 12 料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

ア 利用の一時中断をしたとき

イ 利用停止があったとき

(2) 前号の規定のほか、契約者は、次の場合を除き、光電話サービスを利用できなかった期間中の料金を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、サービスを全く利用できない状態が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその光電話サービスについての料金。
2 移転に伴って、光電話サービスを利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合により光電話サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算して、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその光電話サービスについての料金。
3 当社の故意又は重大な過失によりその光電話サービスをまったく利用できない状態	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその光電話サー

が生じたとき	ビスについての料金
4 第26条(利用の中止)第1項第5号の規定により利用中止をしたとき	利用中止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその光電話サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しない料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

4 第2項の規定に係わらず、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(通信料金の支払義務)

第39条 契約者は、音声通信について、当社が測定した音声通信時間と料金表第1表(料金)第2(通信料金)の規定とに基づいて算定した通信料金を支払っていただきます。

2 相互接続通話の料金の支払義務については、前項の規定にかかわらず、第44条の2(相互接続通話の料金の取扱い)に規定するところによります。

3 契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表(料金)第2(通信料金)に定めるところにより算定した料金額を支払っていただきます。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(工事費の支払義務)

第40条 契約者は、光電話申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費を支払っていただきます。ただし、工事の着手前にその光電話サービス契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

(附帯サービスに関する料金の支払義務)

第40条の2 契約者は、光電話サービスに係る附帯サービスの申し込みを行い、その承諾を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する料金を支払っていただきます。

(手続きに関する料金の支払義務)

第40条の3 契約者は、光電話サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4表(手続きに関する料金)に規定する料金を支払っていただきます。

(債権の譲渡)

第41条 当社は、この約款の規定により、契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあります。

(料金の計算方法等)

第42条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第43条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として、当社が定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第44条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合(閏年についても365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(相互接続通話の料金の取扱い)

第44条の2 契約者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより、相互接続通話に関する料金の支払いを要します。

2 前項の規定において、相互接続通話に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

(協定事業者が定める相互接続通話の料金等の滞納措置)

第44条の3 当社は、契約者が、第44条の2(相互接続通話の料金の取扱い)の規定により、協定事業者が定める相互接続通話の料金のうち当社が請求することとなる料金を当社が定める支払期日までに支払わないときは、そのIP利用回線の電話番号及びその料金の支払いがない旨等を協定事業者へ通知することがあります。

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第44条の4 協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結している契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を当社が譲り受け、請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は債権譲渡の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する光電話サービスの料金とみなして取扱います。

第10章 保守

(契約者の維持責任)

第 45 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するように維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 46 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備がIP利用回線に接続されている場合であつて、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があつたときは、当社は光電話サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあつたときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、に派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第 47 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第 30 条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従つてその電気通信設備を修理し又は復旧します。この場合、第1順位又は第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定められたものに限ります。

順位	機関名
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 当社が別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます)

3	第1順位及び第2順位に該当しないもの
---	--------------------

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失したIP利用回線について、暫定的にその固定通信番号を変更することがあります。

第11章 損害賠償

(責任の制限)

- 第48条 当社は、光電話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その光電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、光電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその光電話サービスに係る次の料金の合計額(その光電話サービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- (1) 料金表第1表(料金)第1(利用料金)に規定する料金
- (2) 料金表第1表(料金)第2(通信料金)に規定する料金(サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。))から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の前6料金月における1日平均の通信料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)
- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則に準じて取り扱います。
- 4 当社の故意又は重大な過失により光電話サービスの提供をしなかったときは、第1項及び第2項の規定は適用しません。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いについて料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- (注)第2項に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、サービスを全く利用できない状態が生じた日以前の実績が把握できる期間における1日平均の通信料金とします。

(免責)

- 第49条 当社は、光電話サービスに係る設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。

第12章 雑則

(承諾の限界)

第 50 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第 51 条 契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他音声通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、音声通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(4) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的としたIP利用回線への発信を誘導する行為を行わないこと。

(5) 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信を行わないこと。

(6) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、光電話サービスを利用しないこと。

(7) 光電話サービス契約に係るIP利用回線の契約を締結している場所と異なる場所で光電話アダプタ等を利用しないこと。

(8) 当社が第22条(光電話アダプタ等の提供)により提供する以外の光電話アダプタ等を利用しないこと。

(9) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が提供する光電話アダプタ等に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(10) 当社に光電話サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。

(11) 契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有する若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。

(12) 当社が提供する光電話アダプタ等を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失若しくはき損したときは、当社が指定する期日

までに、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(注) 亡失又はき損に関する費用は、次表に定める額を限度とし、当社が別に定めるものとします。

装置種別	費用の額 (1装置・1回につき)
光電話アダプタ等	21,000 円

(他の電気通信事業者との利用契約の締結)

第 51 条の 2 光電話申込の承諾を受けた者は、別記 15 に定める電気通信事業者がそれぞれ定める契約約款及び料金表等の規定に基づいて、その電気通信事業者と別記 15 に定める利用契約を締結したことになります。

ただし、光電話申込の承諾を受けた者から、その電気通信事業者に対してその利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2 前項の規定により、利用契約を締結した光電話申込の承諾を受けた者は、そのIP利用回線において該当する電気通信事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その電気通信事業者の契約約款及び料金表等に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、その光電話申込の承諾を受けた者は、その利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款及び料金表等に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金の回収代行)

第 51 条の 3 当社は、契約者から申し出があったときは、次の場合に限り、当社が協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)の契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申し出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申し出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を超過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(契約者以外の者の利用に係る義務)

第 52 条 契約者は、そのIP利用回線を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用について、そのIP利用回線を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 契約者は、当社が次に定めるこの約款の規定について、そのIP利用回線に接続する光電話アダプタ等、自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、そのIP利用回線を使用する者の設置に係

るものについても、当社に対して責任を負うこと。

ア 第 45 条(契約者の維持責任)

イ 第 46 条(契約者の切分責任)

ウ 別記6(自営端末の設備の接続)

エ 別記7(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

オ 別記8(自営電気通信設備の接続)

カ 別記9(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(契約者の氏名等の通知)

第53条 当社は、協定事業者から請求があった場合は、契約者(協定事業者からの請求については、その協定事業者と光電話サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。)の氏名、住所及び固定通信番号をその協定事業者へ通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第54条 契約者は、当社が、光電話サービスの提供にあたり必要があるときは、協定事業者から必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(番号ポータビリティ)

第55条 契約者が、電話サービスの提供を受ける電話事業者を協定事業者から変更し、あらかじめ、当社に番号ポータビリティの申込みをした場合において、その協定事業者から契約者に付与された電気通信番号(一般加入電話に限ります。)を変更することなく、当社の光電話サービスの提供を受けられるようにします。ただし、次の場合はこの限りではありません。(1) 番号ポータビリティを実施することが技術上困難なとき。(2) 契約者が協定事業者と契約しているサービスの提供場所が変更となるとき。(3) 協定事業者の業務の遂行上支障があるとき。(4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(電話帳への掲載)

第56条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、当社が付与した固定通信番号を協定事業者(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に限ります。)が発行する電話帳への掲載を行います。

(注) 別に定めるところは、別記11及び12に定めるところによります。

(電話番号案内)

第57条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が付与した固定通信番号を、当社が別に定める協定事業者の契約約款及び料金表に定める電話番号案内において案内を行います。

(注) 電話帳への掲載を省略されているもの(契約者から案内を行ってほしい旨の請求があるものを除きます。)については固定通信番号の案内は行いません。

(番号情報の提供)

第58条 当社は、当社の番号情報(電話帳記載又は固定通信番号案内に必要な情報(第56条(電話帳への掲載)及び前条(電話番号案内)の規定により電話帳掲載及び電話番号案内を行うこととなった固定通信番号に係る情報に限ります。))をいいます。以下この条において同じとします。)について、番号情報データベース(番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。)に登録します。

2 前項の規定により登録した番号情報は、電話番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が電話帳発行又は電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等(当社が別に定める者に限ります。)に提供します。

(注1) 当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注2) 第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。

(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年郵政省告示第152号)」等の法令に違反して番号情報を目的外に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

(注4) 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に提供します。

(相互接続番号案内)

第59条 契約者は、IP利用回線から相互接続番号案内(相互接続点を介して当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2 相互接続番号案内への接続は固定通信番号の利用に限ります。

(注) 当社が別に定める協定事業者は東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び株式会社KDDIエボルバとします。

(相互接続番号案内料金の支払義務)

第59条の2 契約者は、相互接続番号案内を利用した場合は、料金表第1表(料金)第2(通信料金)に定める通信料金の支払いを要します。

(電報サービスの利用)

第60条 契約者は、当社が別に定める協定事業者の契約約款の定めに基づく電報サービスを利用することができます。

2 契約者は、前項の規定により電報サービスを利用した場合に生じた債権を当社が協定事業者から譲り受けることを承諾していただきます。この場合、当社は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

3 前項の規定により当社が協定事業者から譲り受けた債権額は、協定事業者の料金表の定めに基づき算定した額とし、その他の取扱いについては、この約款の定めるところによります。

(注) 当社が別に定める協定事業者は東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス)

第 61 条 当社が別に定める協定事業者の天気予報サービスとの接続を提供します。

区分	基準	電話番号
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177

2 当社が別に定める協定事業者の時報サービスとの接続を提供します。

区分	基準	電話番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117

3 契約者の固定通信番号での発信に限り、当社が別に定める協定事業者の災害用伝言ダイヤルサービスとの接続を提供します。

区分	基準	電話番号
災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合等に、協定事業者の定める通話について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス	171

4 天気予報サービス及び時報サービスは、1の通信について、天気予報又は時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、一定の時間をもって、その通信を打ち切ります。

(注1) 1項の当社が別に定める協定事業者は東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(注2) 2項の当社が別に定める協定事業者はKDDI株式会社とします。

(注3) 3項の当社が別に定める協定事業者は東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(契約者に係る情報の利用)

第 62 条 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、契約者連絡先電話番号、固定通信番号、住所若しくは居住又は請求書の送付先等の情報を、当社、協定事業者又は提携事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社、協定事業者又は提携事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

なお、光電話サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(法令に規定する事項)

第 63 条 光電話サービスの提供又は利用にあたり、別記6から 10 の法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第 64 条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項について、当社は、閲覧に供します。

別記

1 光電話サービスの提供区域

- (1) 光電話サービスの提供区域は、次に掲げる市町村の区域のうち当社が別に定める区域とします。

市町村の区域
愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県

- (2) 当社の光電話サービスは、次の区間において提供します。

- ア IP利用回線相互間
- イ IP利用回線とサービス接続点
- ウ IP利用回線と相互接続点

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2)の規定による代表者の通知があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、速やかに光電話サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) 契約者は、IP利用回線に係る契約者連絡先電話番号に変更又は廃止があったときは、そのことを速やかに光電話サービス取扱所に通知していただきます。
ただし、変更又は廃止があったにもかかわらず契約者が通知を怠り、当社が当該事実を知ったときは、当該事実に関する変更又は廃止に係る通知があったものとみなします。
- (3) (1)若しくは(2)の通知があったときは、当社は、その通知があった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。
- (4) 契約者が(1)の届出を行ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が一の題号について 8,000 部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和 25 年法律第 131 号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄)の基準のすべてを備えた日

	刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース若しくは情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社
--	---

5 電気通信設備の設置場所の提供等

- (1) IP利用回線の終端にある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が提供する光電話アダプタ等を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が光電話サービス契約に基づいて提供する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

6 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、そのIP利用回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのIP利用回線に自営端末設備を接続することができます。この場合において、事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器(端末機器の技術基準適合認定に関する規則(平成16年総務省令第15号)第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。又は技術基準等に適合することについて指定認定機関(事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。)の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続しようとするときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合していないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 事業法第50条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号。以下「工事担任者規則」といいます。)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、そのIP利用回線に接続されている自営端末設備をとりはずしたときは、当社に通知していただきます。

7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、IP利用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の

接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第1項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明証を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備をIP利用回線から取り外していただきます。

8 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、そのIP利用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのIP利用回線に自営電気通信設備を接続しようとするときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、そのIP利用回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

IP利用回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記7(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。

11 電話帳の普通掲載

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、固定通信番号1番号ごとに当社が別に定めるところにより、電話帳に普通掲載として次の事項を記載します。

- ア 契約者又はその契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1
 - イ 契約者又はその契約者が指定する者の職業(協定事業者が定める職業区分によるものとします。)のうち1
 - ウ IP利用回線の終端のある場所(契約者又はその契約者が指定する者の住所又は居所による掲載の請求があった場合で、当社がIP利用回線の終端の場所による掲載が適当でないとしたときは、その請求があった場所)
- (2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3) 当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼす恐れがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。
- (4) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)第1(電話帳掲載料)に規定する料金の支払いを要します。

12 電話帳の掲載省略

- (1) 当社は、次の場合に該当するときは、別記11(電話帳の普通掲載)の規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。
- ア IP利用回線に通話の機能を有しない自営端末設備が接続されている場合であって、別記11(電話帳の普通掲載)の(1)のアからウに規定する事項に加えてその自営端末設備の種類について協定事業者が定める記号等を普通掲載として掲載することについて契約者の承諾が得られない場合。
- (2) 当社は、(1)に規定する場合のほか、契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

13 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電気的条件
- (3) 論理的条件

14 情報提供

当社は、当社が提供する情報等を不定期に、契約者の電子メールアドレスに対して送付させていただく場合があります。

15 他の電気通信事業者との利用契約の締結

契約相手となる電気通信事業	契約約款の名称
KDDI株式会社	電話サービス契約約款に規定する第2種一般電話等契約
東日本電信電話株式会社	電話サービス契約約款、電報サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	電話サービス契約約款、電報サービス契約約款
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電話等サービス契約約款

別表 光電話サービスにおける基本的な技術的事項

第 22 条(光電話アダプタ等の提供)第 1 項により当社が提供する光電話アダプタ等

品目	インターフェース条件
100Mb/s	IEEE802.3 準拠 100BASE-TX 又は 10BASE-T (ISO 8877 準拠 RJ-45 8ピンモジュラーコネクタ)
電話	アナログ電話 (RJ-11 6ピンモジュラーコネクタ)

料 金 表

料金表

通 則

(料金の計算方法等)

- 1 光電話サービス契約に関する料金、工事に関する費用、附帯サービスに関する料金及び手続きに関する料金は、この光電話サービス料金表(以下「料金表」といいます。)に規定するほか、当社が別に定めるところによります。
- 2 当社は、契約者がその光電話サービス契約に基づき支払う料金のうち月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)は暦月に従って、また通信料金は料金月(1の暦月の起算日(当社が光電話サービス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。
- 3 光電話サービス又は付加機能若しくは附帯サービスの提供の開始があったとき(当該月に、その提供の廃止があったときは除きます。)は、当社は提供を開始した日を含む当該料金月の月額料金を請求しません。
- 4 光電話サービス契約の解除、又は付加機能の廃止、若しくは附帯サービス契約の解除があったときは、その解除又は廃止した日の前日(解除又は廃止をした日が提供を開始と同じ日の場合は、解除又は廃止の当日とします。)を含む当該料金月の月額利用料を全額支払っていただきます。
- 5 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (2) 第 38 条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。
- 6 5の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第 38 条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 7 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 9 契約者は、料金、工事に関する費用、附帯サービスに関する料金及び手続きに関する料金について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
- 10 契約者は、料金、工事に関する費用、附帯サービスに関する料金及び手続きに関する料金について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い等)

11 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

12 当社は、料金、工事に関する費用、附帯サービスに関する料金又は手続きに関する料金について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。ただし、前受金には利息を付さないこととします。

(消費税相当額の加算)

13 第 38 条(利用料金の支払義務)から第 40 条の3(手続きに関する料金の支払義務)までの規定及び第 59 条の2(相互接続番号案内料金の支払義務)の規定により料金表に定める料金、工事に関する費用、附帯サービスに関する料金及び手続きに関する料金について支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算した額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。なお、料金表に規定する料金額は税抜価格とし、かつこの料金額は税込価格を表示します。また、関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

ただし、料金表に定める国際通信に係る利用料については、この限りではありません。

(料金等の臨時減免)

14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金、工事に関する費用、附帯サービスに関する料金又は手続きに関する料金を減免することがあります。この場合、当社は、その災害の被災地及び近隣のサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

第1 利用料金

1 適用

区分	内容								
(1) 光電話アダプタ等に係る料金の適用	<p>当社は、1の光電話契約ごとに1の光電話アダプタ等を提供し、2(料金額)に規定する光電話アダプタ等利用料を適用します。</p> <p>ただし当社が別に定める光ネットサービス契約約款のカテゴリー3、光ネットアクセスサービス契約約款のカテゴリー3、光ネット集合一括サービス利用契約約款に定めるサービス又はマンション卸提供事業者が別に定めるマンション卸提供サービス契約約款に定めるサービスを契約する場合、当社は、当該契約に基づきホームゲートウェイを提供します。</p>								
(2) 付加機能を提供した場合の付加機能利用料の適用	<p>付加機能を提供した場合には、2(料金額)に規定する付加機能利用料を適用します。</p> <p>ただし、当社が指定する複数の付加機能を同時に提供した場合には、2(料金額)に定める付加機能毎の料金額に関わらず、複数付加機能サービスに規定する付加機能利用料を適用します。</p>								
(3) ユニバーサルサービスに係る料金の適用	<p>当社は、光電話サービスに係る固定通信番号及び2(料金額)に規定する付加機能に係る固定通信番号並びにIP通信番号(以下「番号等」といいます。)について、1の番号等ごとに2(料金額)に規定するユニバーサルサービス料(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。)を適用します。</p>								
(4) 定期継続利用契約期間に係る料金割引Iの適用(ステップ割)	<p>ア 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める料金表第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)(22)定期継続利用契約期間に係る料金割引Iの適用(以下この欄において「光ネット定期継続利用契約期間に係る料金割引Iの適用」といいます。)のAに規定する定期継続利用契約期間(以下この欄において「光ネット定期継続利用契約期間」といいます。)及び光ネットアクセスサービス契約約款に定める料金表第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)(18)定期継続利用契約期間に係る料金割引Iの適用(以下この欄において「光ネットアクセス定期継続利用契約期間に係る料金割引Iの適用」といいます。)のAに規定する定期継続利用契約期間(以下この欄において「光ネットアクセス定期継続利用契約期間」といいます。)を受けている契約者については光ネット定期継続利用契約期間に係る料金割引Iの適用及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間に係る料金割引Iの適用のエに規定する更新回数(以下この欄において「更新回数」といいます。)に応じ、月額基本料について、次表の右欄に定める月額基本料の減額を適用いたします。</p> <table border="1" data-bbox="475 1585 1268 1753"> <thead> <tr> <th>更新回数</th> <th>月額基本料の減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0回</td> <td>月額基本料に0.05を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>1回</td> <td>月額基本料に0.07を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>2回</td> <td>月額基本料に0.10を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、アの規定により更新回数が2となり光ネット定期継続利用契約期間及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間を満了した場合、若しくは光ネット定期継続利用契約期間及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間の更新の解除の申し出があり、光ネット定期継続利用契約期間及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間を満了した場合、光ネット定期継続利用契約期間及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間を満了した時点の利用料金の減額を光ネット定期継続利用契約期間及び光ネットアクセス定期継続利用</p>	更新回数	月額基本料の減額	0回	月額基本料に0.05を乗じて得た額	1回	月額基本料に0.07を乗じて得た額	2回	月額基本料に0.10を乗じて得た額
更新回数	月額基本料の減額								
0回	月額基本料に0.05を乗じて得た額								
1回	月額基本料に0.07を乗じて得た額								
2回	月額基本料に0.10を乗じて得た額								

	<p>契約期間満了日以降についても適用します。</p> <p>ウ イ 光ネット定期継続利用契約期間及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間の取扱いは、光ネット定期継続利用契約期間に係る料金割引の適用及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間に係る料金割引の適用イ、ウ、オ、カ、ク、ケ及びコの定めによります。</p>								
<p>(5) 定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用(長トク割)</p>	<p>ア 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める第1表料金 第1(利用料金)1(適用)(26)定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用(以下この欄において「光ネット定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用」といいます。)のアに規定する定期継続利用契約期間(以下この欄において「光ネット定期継続利用契約期間」といいます。)及び光ネットアクセスサービス契約約款に定める第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)(21)定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用(以下この欄において「光ネットアクセス定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用」といいます。)のアに規定する定期継続利用契約期間(以下この欄において「光ネットアクセス定期継続利用契約期間」といいます。)を受けている契約者については光ネット定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用のエに規定する更新回数(以下この欄において「更新回数」といいます。)に応じ、月額基本料について、次表の右欄に定める月額基本料の減額を適用いたします。</p> <table border="1" data-bbox="475 898 1268 1066"> <thead> <tr> <th>更新回数</th> <th>月額基本料の減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0回</td> <td>月額基本料に 0.05 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>1回</td> <td>月額基本料に 0.07 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>2回以上</td> <td>月額基本料に 0.10 を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 光ネット定期継続利用契約期間及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間の取扱いは、光ネット定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用イ、ウ、オ、キ及びクの定めによります。</p>	更新回数	月額基本料の減額	0回	月額基本料に 0.05 を乗じて得た額	1回	月額基本料に 0.07 を乗じて得た額	2回以上	月額基本料に 0.10 を乗じて得た額
更新回数	月額基本料の減額								
0回	月額基本料に 0.05 を乗じて得た額								
1回	月額基本料に 0.07 を乗じて得た額								
2回以上	月額基本料に 0.10 を乗じて得た額								

2 料金額

2-1 月額基本料

料金種別	料金額 (1契約ごとに月額)
光電話サービス	300円(330円)

2-2 光電話アダプタ等利用料

料金種別	料金額 (1装置ごとに月額)
ホームゲートウェイ利用料	当社が別に定める光ネットサービス契約約款、光ネットアクセス契約約款、光ネット集合一括サービス利用契約約款又はマンション卸提供事業者が別に定めるマンション卸提供サービス契約約款に基づきます。

2-3 付加機能利用料

区分	単位	料金額 (1機能ごとに月額)
(1) 発信者番号非通知機能	1のIP利用回線ごとに	無料
備考	<p>ア 当社は、1のIP利用回線ごとに1の機能を提供します。</p> <p>イ 通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信を除きます。</p> <p>ウ 番号規則別表第12号に規定する緊急通報に係る電気通信番号をダイヤルして行う通信については、第36条(発信固定通信番号通知)第2項の規定によります。</p>	
(2) 割込電話機能 (割込電話サービス)	1のIP利用回線ごとに	300円(330円)
備考	ア 当社は、1のIP利用回線ごとに1の機能を提供します。	
(3) 発信者番号表示機能 (発信者番号表)	1のIP利用回線ごとに	400円(440円)

示サービス)	備考	ア 当社は、1のIP利用回線ごとに1の機能を提供します。 イ この機能を利用するにあたっては、発信電気通信番号等の表示ができる自営端末設備が必要となります。		
(4) 非通知着信拒否機能 (非通知着信拒否サービス)		そのIP利用回線へ発信電気通信番号が通知されない着信に対して、その発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に対応する機能	1のIP利用回線ごとに	200円(220円)
	備考	ア 当社は、発信者番号表示機能を利用している1のIP利用回線ごとに1の機能を提供します。 イ 当社は、発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する音声通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。		
(5) 固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)		第10条(固定通信番号)に基づきIP利用回線に付与した固定通信番号とは別に、新たな固定通信番号を追加する機能	追加する1の固定通信番号ごとに	100円(110円)
	備考	ア 当社は1のIP利用回線に最大1の固定通信番号を追加します。(合計で最大2の固定通信番号が利用可能となります。) イ 追加した固定通信番号に関するその他の取り扱いについては、第10条で付与した固定通信番号の扱いに準ずるものとします。		
(6) 複数同時通信機能 (プラスチャンネル)		1のIP利用回線において同時に通信できるチャンネルの数を追加する機能	追加する1の通信チャンネルごとに	400円(440円)
	備考	ア 当社は1のIP利用回線に最大1の通信チャンネルを追加します。(合計で最大2の通信チャンネルが利用可能となります。)		
(7) 転送電話機能 (転送電話サービス)		そのIP利用回線へ着信する音声通信を、あらかじめ指定された他のIP利用回線等(当社と接続している電気通信事業者のIP利用回線を含みます)に自動的に転送する機能	1の固定通信番号ごとに	500円(550円)

	備考	ア 当社は、1の固定通信番号ごとに1の機能を提供します。 イ この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等、通常と異なる利用形態となるときは、音声通信品質を保証できないことがあります。 ウ この機能に係る転送先の契約者等から、その転送される音声通信について間違い電話のため、その転送が行われたいようにして欲しい旨の申し出があつて、当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。 エ この機能に係る音声通信については、発信者からこの機能に係るIP利用回線への音声通信とそのIP利用回線から転送先の番号への音声通信の2の音声通信として取り扱います。この場合の発信者のIP利用回線から申込者の指定する場所への音声通信時間については、転送先に転送して音声通信ができる状態とした時刻から起算します。 オ この機能により、転送させる条件及び転送先電気通信番号の設定については、当社が別に指定する方法によります。 カ 当社は、この欄のウにおける当社が行う転送の中止を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。	
(8) 転送電話選択機能 (転送電話選択サービス)	そのIP利用回線に着信するあらかじめ登録された電気通信番号からの音声通信に限り転送電話機能を可能とする機能	1の固定通信番号ごとに	200円(220円)
	備考	ア 当社は、転送電話機能を利用している1の固定通信番号ごとに1の機能を提供します。 イ この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等、通常と異なる利用形態となるときは、音声通信品質を保証できないことがあります。 ウ この機能に係る転送先の契約者等から、その転送される音声通信について間違い電話のため、その転送が行われたいようにして欲しい旨の申し出があつて、当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。 エ この機能に係る音声通信については、発信者からこの機能に係るIP利用回線への音声通信とそのIP利用回線から転送先の電気通信番号への音声通信の2の音声通信として取り扱います。この場合の発信者のIP利用回線から申込者の指定する場所への音声通信時間については、転送先に転送して音声通信ができる状態とした時刻から起算します。 オ この機能により、登録する電気通信番号、転送させる条件及び転送先電気通信番号の設定については、当社が別に指定する方法によります。 カ 契約者がこの機能の提供を受けるとき、転送電話機能と同時に利用することはできません。転送電話選択機能を起動すると転送電話機能は停止します。 キ 当社は、この欄のウにおける当社が行う転送の中止を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。	
(9) 迷惑電話拒否機能 (迷惑電話拒否サービス)	この機能を利用する自営端末設備からの操作により、そのIP利用回線の当該固定通信番号への直前の着信の電気通信番号について登録を行い、以後の登録された電気通信番号からの着信に対してお断りする旨の案内を自動的に行う機能	1の固定通信番号ごとに	700円(770円)

	備考	<p>ア 当社は、1の固定通信番号ごとに1の機能を提供します。</p> <p>イ この機能の登録可能番号数は30とします。また、登録可能番号数を超過して登録使用とするときは、登録されている番号のうち、最初に登録されたものから順に消去して登録します。</p> <p>ウ 当社は、現に登録中の番号に係るIP利用回線等からの着信に対しておことわりする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その音声通信を打ち切ります。</p> <p>エ 当社は、電気通信設備の保守上又は工事上、その他やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがあります。</p> <p>オ 登録されている番号の削除は、すべての登録電気通信番号の一括削除又は最新登録電気通信番号の削除に限ります。</p>		
(10) IP通信番号追加機能 (050オプションサービス)	IP通信番号を付与する機能	1のIP通信番号ごとに		300円(330円)
	備考	<p>ア この機能の申込みをすることができる者は、当社が別に定める光ネットサービス及び光ネットビジネスサービスを契約する者に限ります。</p> <p>イ 当社は、1の固定通信番号ごとに1のIP通信番号を提供します。</p> <p>ウ IP通信番号からの発信は、当社が別に定めるIP電話設備への着信に限ります。</p> <p>エ この機能を利用した固定通信番号から、前記の当社が別に定めるIP電話設備への発信はできません。</p> <p>オ 本表(1)から(9)まで、(12)及び(14)までに規定する各付加機能を利用する固定通信番号に、この機能によりIP通信番号を追加した場合は、そのIP通信番号からの発信又は、そのIP通信番号への着信についても各付加機能の利用が可能となります。</p> <p>カ その他の事項については、第10条(固定通信番号)、第36条(発信固定通信番号通知)、第47条(修理又は復旧の順位)、第53条(契約者の氏名等の通知)、第61条(契約者に係る情報の利用)及び料金表第2表(工事に関する費用)に規定する固定通信番号をIP通信番号と読み替えて適用するものとします。</p> <p>ただし、この場合において、番号ポータビリティ及び電話帳への掲載に関する規定は除外するものとします。</p>		
(11) 削除	-			
(12) 着信通知機能(不在着信通知メールサー	その固定通信番号への着信があった場合に登録された電子メールアドレスへ電子メールにて通知する機能	1の固定通信番号ごとに		100円(110円)

ビス)	備考	<p>ア 当社は、1の固定通信番号ごとに1の機能を提供します。</p> <p>イ この機能による登録可能な通知先電子メールアドレス数は最大5とします。</p> <p>ウ この機能により、通知させる条件及び通知先電子メールアドレスの設定については、当社が別に指定する方法によります。</p> <p>エ この機能により携帯電話等への通知により生ずる料金(パケット通信料等)は本付加機能の料金に含みません。</p> <p>オ この機能に係る通知先の契約者等から、その通知される電子メールについて間違いのため、その通知が行われないようにして欲しい旨の申し出があつて、当社が必要と認めるときは、その通知を中止することがあります。</p> <p>カ 当社は、電気通信設備の保守上又は工事上、その他やむを得ないときは、現に登録中の電子メールアドレスを消去することがあります。</p> <p>キ 当社は、この欄のオ及びカにおける当社が行う通知の中止を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>ク 当社は、新たな申出に基づくこの機能の提供を行いません。</p>		
(13) 特定音声通信発信規制機能	光電話サービスのIP利用回線からダイヤルして行う音声通信について、あらかじめ登録された固定通信番号を利用して国際通信を行うことができないようにする機能	1の固定通信番号ごとに	無料	
(14) 迷惑電話判定拒否機能(あんしん電話着信サービス)	そのIP利用回線の当該固定通信番号への着信について、提携事業者による迷惑電話の判定を行い、迷惑電話に対して自動的に着信をお断りする機能	1のIP利用回線ごとに	300円(330円)	
	備考	<p>ア 当社は、1のIP利用回線ごとに1の機能を提供します。</p> <p>イ 本項における迷惑電話とは、振り込め詐欺、電話勧誘販売、投資詐欺、ワン切り等、電話を受けた者に対して不当に精神的又は経済的負担を与える結果を生じる可能性が高い電話をいいます。</p> <p>ウ 本機能は、契約者の特定の目的に適合すること、契約者の期待通りの機能を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと、その他完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>エ 当社は、本機能の利用及び中断に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>オ 本機能には登録された電子メールアドレスへ着信件数を電子メールにて通知する機能を含みます。</p> <p>カ この欄のオの機能により携帯電話等への通知により生ずる料金(パケット通信料等)は本付加機能の料金に含みません。</p> <p>注)本機能の提携事業者はトビラシステムズ株式会社です。</p>		

(15) 複数付加機能サービスプラス(付加サービス割引パックPlus)	2(料金額)2-3(付加機能利用料)に規定する割込電話機能、発信者番号表示機能、非通知着信拒否機能、転送電話機能、迷惑電話拒否機能、迷惑電話判定拒否機能(以下本項に限り、本付加機能、といえます。)を同時に提供するもの	1のIP利用回線ごとに	990円(1089円)
備考	<p>ア 当社は1のIP利用回線ごとに1の複数付加機能サービスを提供します。</p> <p>イ 本付加機能のすべての利用の申し出があった場合は、複数付加機能サービスの利用の申し出があったものとみなします。</p> <p>ウ 本付加機能の提供条件(料金額に関するものを除きます。)については、本付加機能の提供条件に準じます。ただし転送電話機能及び迷惑電話拒否機能については、固定通信番号追加機能により追加された固定通信番号には提供しません。</p> <p>エ 複数付加機能サービス提供中に本付加機能のうち何れか一つの廃止の申し出があった場合は、複数付加機能サービスの廃止の申し出があったものとみなします。</p> <p>オ 転送電話機能付加の有無にかかわらず、利用料は同一とする。</p>		

2-4 ユニバーサルサービス料

料 金 種 別	料 金 額 (1の番号等ごとに月額)
ユニバーサルサービス料	3円(3.3円)

第2 通信料金

1 適用

区 分	内 容								
(1) 音声通信の種類	<p>音声通信には次の種類があります。</p> <table border="1" data-bbox="459 398 1300 1021"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 398 727 434">種 類</th> <th data-bbox="732 398 1300 434">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 441 727 763">1 オンネット通信</td> <td data-bbox="732 441 1300 763"> (ア) IP利用回線相互間の音声通信 (イ) 当社が光電話サービス契約約款で提供するIP利用回線との音声通信 (ウ) 付加機能としてIP通信番号追加機能を利用したIP利用回線から当社が別に定める協定事業者のサービスへの音声通信 (エ) IP利用回線からサービス接続点への音声通信 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 770 727 801">2 オフネット通信</td> <td data-bbox="732 770 1300 801">オンネット通信及び国際通信以外の通信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 808 727 1021">3 国際通信</td> <td data-bbox="732 808 1300 1021">IP利用回線から当社が別に定める電気通信事業者(電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)第5に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者)の電気通信回線を介した本邦外の国若しくは地域への音声通信</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	1 オンネット通信	(ア) IP利用回線相互間の音声通信 (イ) 当社が光電話サービス契約約款で提供するIP利用回線との音声通信 (ウ) 付加機能としてIP通信番号追加機能を利用したIP利用回線から当社が別に定める協定事業者のサービスへの音声通信 (エ) IP利用回線からサービス接続点への音声通信	2 オフネット通信	オンネット通信及び国際通信以外の通信	3 国際通信	IP利用回線から当社が別に定める電気通信事業者(電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)第5に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者)の電気通信回線を介した本邦外の国若しくは地域への音声通信
種 類	内 容								
1 オンネット通信	(ア) IP利用回線相互間の音声通信 (イ) 当社が光電話サービス契約約款で提供するIP利用回線との音声通信 (ウ) 付加機能としてIP通信番号追加機能を利用したIP利用回線から当社が別に定める協定事業者のサービスへの音声通信 (エ) IP利用回線からサービス接続点への音声通信								
2 オフネット通信	オンネット通信及び国際通信以外の通信								
3 国際通信	IP利用回線から当社が別に定める電気通信事業者(電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)第5に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者)の電気通信回線を介した本邦外の国若しくは地域への音声通信								
(2) 音声通信時間の測定等	<p>ア 音声通信に係る通信時間は、双方のIP利用回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者からの通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。</p> <p>(ア) 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時音声通信ができなかった時間</p> <p>(イ) 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信を打ち切ったときは、その通信ごとに適用される2(料金額)に規定する秒数に満たない端数の通信時間</p> <p>ウ 当社は、アの規定に係わらず、オンネット通信に係る通信時間については測定しないものとします。</p>								
(3) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金は、次のとおりとします。</p> <p>ア 前12料金月の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった期間の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づきアに準じて算出した額</p>								
(4) 音声通信に関する料金の減免	<p>次の音声通信については、第39条(通信料金の支払義務)第1項にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p> <p>(1) 緊急通報に関する電話番号(110、118又は119番)への音声通信</p> <p>(2) 電気通信サービスに関する問い合わせ、申込み等のために光電話サ</p>								

	<p>ービス取扱所等に設置されている電気通信設備のうち、当社が指定した ものへの音声通信</p>
<p>(5) IP利用回線に係る 契約者連絡先電話番号がauサービス等の 電話番号であった場合 における通信料金の 減額</p>	<p>ア 当社は、その料金月の当社が別に定める日において、(ア)に定める割引 判定条件のすべてを満たすことを条件に、(イ)に定める割引対象の通信料 金を減額することとします。</p> <p>(ア) 割引判定条件</p> <p>① 当社に届出のあったIP利用回線に係る契約者連絡先電話番号が、KD DI株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社(以下この欄において「特定 MNO事業者」といいます。)のau(WIN)通信サービス契約約款(以下こ この欄において「WIN約款」といいます。)に定めるauサービス(auデュア ル又はUIMサービスであって、同契約約款に基づき現に利用の一時休止 を行っていないもの及び利用を停止されていないもの)に限ります。以下こ この欄において同じとします。)若しくは特定MNO事業者のau(LTE)通信 サービス契約約款(以下この欄において「LTE約款」といいます。)に定め るLTEサービス(LTEデュアルであって、同契約約款に基づき現に利用 の一時休止を行っていないもの及び利用を停止されていないもの)に限り ます。以下この欄において同じとします。)の電話番号であること。</p> <p>② IP利用回線に係る契約者と当社に届出のあった契約者連絡先電話番 号に係るauサービス又はLTEサービス(以下この欄において「auサービ ス等」といいます。)の契約者が同一であること、又はIP利用回線に係る 契約者住所若しくは居所と当社に通知のあった契約者連絡先電話番号 にauサービス等の契約者住所若しくは居所が同一であること。</p> <p>③ ②に定める当社に届出のあった契約者連絡先電話番号に係るauサー ビス等が、そのauサービス等の契約者以外の者(そのauサービス等の 契約者とそのauサービス等の契約者以外の者が相互に業務上緊密な 関係を有することについてが別に定める基準に適合する者を除きます。) の用に供され、それが業として行われるものと特定MNO事業者が認め るものでないこと</p> <p>(イ) 割引額</p> <p>① KDDI株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービ スのFTTH接続回線、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホーム プラス電話サービスのホームプラス電話契約者回線、ケーブルプラス 電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話サービスのケー ブルプラス電話接続回線、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に 定める一般ケーブルプラス光電話のFTTH接続回線、ケーブルプラスホ ーム電話契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービスのケー ブルプラスホーム電話契約者回線、光ダイレクトサービス契約約款に定 める一般光ダイレクト電話サービスの光ダイレクト接続回線及びauオフィ スナンバーサービスに係る特定装置接続回線、イントラネットIP電話サー ビス契約約款に定めるイントラネットIP電話サービスのイントラネットIP電 話利用回線、auひかりビジネスサービス契約約款に定める一般auひか りビジネスサービスのauひかりビジネス接続回線及びマンションプラス電 話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話利用回線(協定 事業者の設置した交換設備を経由したものと除きます。)、沖縄セルラー 電話株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスの FTTH接続回線及び光ダイレクトサービス契約約款に定めるauオフィ スナンバーサービスに係る特定装置接続回線への通話並びに協定事業 者の電気通信サービス(当社が別に定めるもの)に限ります。)の電気通 信回線への通話に関する通信料金を当該料金月単位に累積した月間累 積通信料金。</p>

	<p>② KDDI株式会社が別に定める音声通信番号への通話(その音声通信番号に係る事業者がKDDI株式会社であるものに限り、)に関する通信料金を当該料金月単位の累積した月間累積通信料金。</p> <p>③ WIN約款に定めるauサービス並びにプリペイド電話並びにLTE約款に定めるLTEサービス及びプリペイド電話の契約者回線への通話(特定MNO事業者が別に定めるものを除きます)に関する通信料金を当該料金月単位の累積した月間累積通信料金。</p> <p>④ KDDI株式会社のペーパーレスFAX等提供サービス契約約款に定めるペーパーレスFAX等提供サービスのペーパーレスFAX回線への通話及び電話サービス等契約約款に定める電話会議サービスに係る電気通信回線への通話(KDDI株式会社が別に定める電気通信番号をダイヤルして行うものに限り、)に関する通信料金を当該料金月単位の累積した月間累積通信料金</p> <p>イ 当社は、アに規定する条件を満たさなくなったときは、アの取扱いを終了したものとします。</p>
(6) 相互接続番号案内に係る料金の適用	<p>ア 相互接続番号案内に係る料金額は、当社及び協定事業者のサービスの提供区間を合わせて当社が設定するものとし、2(料金額)オ(相互接続番号案内に係るもの)に定める額を適用します。</p> <p>イ 相互接続番号案内に係る料金の免除に係る取り扱い及び相互接続番号案内に係る料金額の支払いを要しない場合の取り扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。</p>

2 料金額

(1) オフネット通信に係るもの

ア イ、ウ、エ、オ及びカ以外のもの

区 分	単 位	料金額
オフネット通信のうちイ、ウ、エ、オ及びカ以外のオフネット通信に係るもの	1音声通信につき1 80秒までごとに	8円(8.8円)

イ 携帯・自動車電話事業者への発信に係るもの

区 分	単 位	料金額
オフネット通信のうち携帯・自動車電話事業者への発信に係るもの	1音声通信につき 60秒までごとに	18円(19.8円)

ウ PHS事業者への発信に係るもの

区 分	単 位	料金額
オフネット通信のうちPHS事業者への発信に係るもの	1音声通信につき 90秒までごとに	20円(22円)

エ IP電話設備に係るもの

区 分	単 位	料金額
オフネット通信のうちIP電話設備への着信に係るもの	1音声通信につき1 80秒までごとに	8円(8.8円)

オ 番号案内に係るもの

区 分	単 位	料金額
相互接続番号案内に係るもの	1の電話番号案内 ごとに	200円(220円)

カ 災害用伝言ダイヤルサービスに係るもの

区 分	単 位	料金額
災害用伝言ダイヤルサービスに係るもの	1音声通信につき1 80秒までごとに	30円(33円)

(2) 国際通信に係るもの

区 分		料金額 (1の通信ごとに、60秒までごとに)
取 扱 地 域		
アジア1	シンガポール共和国、大韓民国、香港	20円
アジア2	台湾、中華人民共和国、フィリピン共和国、マカオ	30円
アジア3	インドネシア共和国、タイ王国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア	48円

アジア4	インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦共和国、モンゴル国、モルディヴ共和国、ラオス人民民主共和国	80 円
アジア5	アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国	90 円
アジア6	東ティモール	127 円
アジア7	朝鮮民主主義人民共和国	130 円
アメリカ1	アメリカ合衆国(ハワイを除きます。)、カナダ	8 円
アメリカ2	アメリカ領ヴァージン諸島、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、プエルト・リーコ	40 円
アメリカ3	アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ペリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルティニク	32 円
アメリカ4	オランダ領セントマーチン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ国、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット	92 円
アメリカ5	メキシコ合衆国	78 円
アメリカ6	フォークランド諸島	230 円
オセアニア1	ハワイ	8 円
オセアニア2	オーストラリア、クリスマス島、グアム、ココス・キリング諸島、サイパン、ニュージーランド	40 円
オセアニア3	アメリカ領サモア、キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ツバル、トンガ王国、ニューカレドニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦	56 円
オセアニア4	トケラウ諸島、ニウエ、バヌアツ共和国	64 円
オセアニア5	ノーフォーク島、パプアニューギニア独立国	80 円
オセアニア6	ナウル共和国、ソロモン諸島	160 円

ヨーロッパ1	イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国	22 円
ヨーロッパ2	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、アンドラ公国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国	48 円
ヨーロッパ3	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ベラルーシ共和国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦	64 円
ヨーロッパ4	モンテネグロ、コソボ共和国	142 円
アフリカ1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン	72 円
アフリカ2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	90 円
アフリカ3	ニジェール共和国、トーゴ共和国、南スーダン共和国	128 円
アフリカ4	サントメ・プリンシペ民主共和国	257 円

インマルサット2	インマルサット-M(インド洋)、インマルサット-M(大西洋西)、インマルサット-M(大西洋東)、インマルサット-M(太平洋)	364 円
インマルサット3	インマルサット-B(インド洋)、インマルサット-B(大西洋西)、インマルサット-B(大西洋東)、インマルサット-B(太平洋)	308 円
インマルサット4	インマルサット-ミニM/F(インド洋)、インマルサット-ミニM/F(大西洋西)、インマルサット-ミニM/F(大西洋東)、インマルサット-ミニM/F(太平洋)、インマルサットBGAN	250 円
インマルサット5	インマルサットBGANHSD	686 円
イリジウム	イリジウム	378 円
スラーヤ	スラーヤ	273 円

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工 事 費 の 適 用		
(1) 工事費の算定	工事費は、工事を要することとなる光電話サービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。	
(2) 工事の適用区分	工事の適用区分は次のとおりとします。	
	工 事 の 区 分	適 用
	ア 初期・移転設定に係る工事	固定通信番号の初期登録及び移転登録に係る工事について適用します。
	イ 固定通信番号の登録等に係る工事	契約者からの請求があった場合、当社は固定通信番号の変更に係る工事を実施します。この場合、1の工事ごとに適用します。
	ウ 付加機能に係る工事	(ア) 付加機能の利用の開始、一時中断若しくは再利用の場合に適用します。 (イ) 本表アに規定する初期・移転設定に関する工事と同時に工事を行う場合には適用しません。 (ウ) 付加機能に係る工事を複数同時に行う場合、工事の数に関わらず工事費の額は1設定として算定します。この場合、工事費の額は、複数の工事費のうち最も高額のものとしします。
エ 番号ポータビリティに係る工事	第55条(番号ポータビリティ)に関する登録又は登録の解除に係る工事に適用します。	
(3) 工事費の減額適用	<p>ア 当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p> <p>イ 次の付加機能に係る工事については、工事費の支払いを要しません。</p> <p>(1) 発信者番号非通知機能</p> <p>エ 当社は、光電話申込をした契約者から光電話サービスの提供開始日を含む料金月の末日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求し、その承諾を受けた場合には、次の付加機能に係わる工事費については、工事費の支払いを要しません。</p> <p>(1) 割込電話機能 (2) 発信者番号表示機能 (3) 非通知着信拒否機能 (4) 固定通信番号追加機能(プラスナンバー) (5) 複数同時通信機能(プラスチャネル) (6) 転送電話機能 (7) 転送電話選択機能 (8) 迷惑電話拒否機能 (9) IP通信番号追加機能 (10) 着信通知機能 (11) 迷惑電話判定拒否機能</p> <p>オ 当社は、光電話サービスの提供開始日を含む月を経過した契約者が、第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供(当社が提供する付加機能を解除し、同一の場所において同一付加機能の提供は除く)を請求し、その承諾を受けた場合には、次の付加機能に係わる工事費については、工事費の支払</p>	

	<p>いを要しません。</p> <p>(1) 割込電話機能 (2) 発信者番号表示機能 (3) 非通知着信拒否機能 (4) 固定通信番号追加機能(プラスナンバー) (5) 複数同時通信機能(プラスチャネル) (6) 転送電話機能 (7) 転送電話選択機能 (8) 迷惑電話拒否機能 (9) IP通信番号追加機能 (10) 着信通知機能 (11) 迷惑電話判定拒否機能</p> <p>カ 当社は契約者からの請求により、IP利用回線の移転を行なうとき、2(工事費の額)に規定する光電話工事費(移転設定に係る工事に限ります。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。</p>
--	---

2 工事費の額

工事の種類		単 位	工事費の額
初期・移転設定に係る工事 (光電話工事費)		1の固定通信番号ごと に	3,000円(3,300円)
固定通信番号の登録等に係る工事 (番号変更手数料)		1の固定通信番号ごと に	2,000円(2,200円)
付加機能に 係る工事費	(1) 割込電話機能	1設定ごとに	1,000円(1,100円)
	(2) 発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円(1,100円)
	(3) 非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円(1,100円)
	(4) 固定通信番号追加機能	1設定ごとに	1,500円(1,650円)
	(5) 複数同時通信機能	1設定ごとに	1,500円(1,650円)
	(6) 転送電話機能	1設定ごとに	1,000円(1,100円)
	(7) 転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円(1,100円)
	(8) 迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円(1,100円)
	(9) IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円(550円)
	(10) 着信通知機能	1設定ごとに	1,000円(1,100円)
	(11) 迷惑電話判定拒否機能	1設定ごとに	1,000円(1,100円)
番号ポータビリティに係る工事 (番号ポータビリティ工事費)		1の固定通信番号ごと に	2,000円(2,200円)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 電話帳掲載料

1 適用

区 分	内 容
電話帳掲載料の適用	電話帳掲載料は、料金表通則に係る規定に準じて適用します。

2 電話帳掲載料の額

区 分	単 位	料 金 額 (1掲載ごと月額)
電話帳掲載料	職能別電話帳	電話帳1掲載ごとに 60円(66円)
	地域電話帳	電話帳1掲載ごとに 60円(66円)

第2 通話明細書送付手数料

1 適用

区 分	内 容
通話明細書送付手数料の適用	通話明細書送付手数料は、料金表通則に係る規定に準じて適用します。

2 通話明細書送付手数料の額

区 分	単 位	料 金 額
通話明細書送付手数料	1料金月ごとに	当社が別に定める光ネットサービス契約約款、光ネットアクセスサービス契約約款、光ネット集合一括サービス利用契約約款又はマンション卸提供事業者が別に定めるマンション卸提供サービス契約約款に規定する附帯サービス(明細書送付手数料)に含みます。
備考 通話明細書送付手数料を請求できる者は、同時に当社が別に定める光ネットサービス契約約款、光ネットアクセスサービス契約約款、光ネット集合一括サービス利用契約約款又はマンション卸提供事業者が別に定めるマンション卸提供サービス契約約款に規定する附帯サービス(明細書送付手数料)に係る契約申込みを行う者に限ります。		

第4表 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容
(1) 同一番号移転可否情報調査料の適用	協定事業者(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に限ります)が総務省から割り当てを受けた固定通信番号を同一番号で移転する際に必要となる、同一番号移転可否情報調査の手続きに適用します。
(2) 手続きに関する料金の減免適用	当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して、その手続きに関する料金の額を減額して適用することがあります。

2 料金額

種 別	単 位	料 金 額
同一番号移転可否情報調査料	1調査ごとに	1,000円(1,100円)

料金表別表1 削除

附則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成17年9月1日から実施します。ただし、光電話サービスの提供開始は平成17年10月3日からとします。

(特例措置)

第2条 平成17年12月26日までに光電話申込をする契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金(光電話アダプタ利用料及び付加機能利用料に限ります。以下本条においては同じとします。))について、当該契約に対する光電話サービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。

(2) 光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。))について、工事費の総額から3,000円を減額します。

2 前項の特例措置を受ける契約者は、前項期間内に光電話サービス契約の解除、又は付加機能の廃止があったときは、その解除又は廃止した日の前日(解除又は廃止をした日が提供を開始と同じ日の場合は、解除又は廃止の当日とします。))を含む料金月の利用料金を支払っていただきます。

第3条 平成18年3月31日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の請求をする契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額する特例措置を実施します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1) 割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2) 転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(3) 転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(4) 発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(5) 非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(6) 迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(7) IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

第4条 契約者は、第2条及び第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成17年11月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成18年3月31日までに光電話申込をし、平成18年1月1日以降に光電話サービスの提供を

開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

(1)利用料金(光電話アダプタ利用料及び付加機能利用料に限ります。以下本条においては同じとします。))について、当該契約に対する光電話サービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。

(2)光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。))について、工事費の総額から3,000円を減額します。

2 前項の特例措置を受ける契約者は、前項期間内に光電話サービス契約の解除、又は付加機能の廃止があったときは、その解除又は廃止した日の前日(解除又は廃止をした日が提供を開始と同じ日の場合は、解除又は廃止の当日とします。))を含む料金月の利用料金を支払っていただきます。

第3条 平成18年3月31日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の請求をする契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額する特例措置を実施します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(3)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(4)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(5)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(6)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(7)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

第4条 契約者は、第2条及び第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成18年1月10日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成18年2月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成17年12月31日までに光電話申込をし、平成18年2月1日以降に光電話サービスの提供を開始する、愛知県岡崎市、愛知県一宮市、愛知県春日井市、愛知県日進市及び岐阜県岐阜市の提供区域の契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金(光電話アダプタ利用料及び付加機能利用料に限ります。以下本条においては同じとします。)について、当該契約に対する光電話サービスの提供開始日を含む123日間は無償とします。

(2) 光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。

2 前項の特例措置を受ける契約者は、前項期間内に光電話サービス契約の解除、又は付加機能の廃止があったときは、その解除又は廃止した日の前日(解除又は廃止をした日が提供を開始と同じ日の場合は、解除又は廃止の当日とします。)を含む料金月の利用料金を支払っていただきます。

第3条 平成18年3月31日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の請求をする契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額する特例措置を実施します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減 額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(3)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(4)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(5)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(6)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(7)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

第4条 契約者は、第2条及び第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成18年6月30日までに光電話申込をし、平成18年4月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金(光電話アダプタ利用料及び付加機能利用料に限ります。以下本条においては同じとします。)について、当該契約に対する光電話サービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。ただし、付加機能利用料については、光電話サービスの提供を開始した日から起算して92日目までの間を無償とします。

(2) 光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。

2 前項の特例措置を受ける契約者は、前項期間内に光電話サービス契約の解除、又は付加機能の廃止

があったときは、その解除又は廃止した日の前日（解除又は廃止をした日が提供を開始と同じ日の場合は、解除又は廃止の当日とします。）を含む料金月の利用料金を支払っていただきます。

第3条 平成18年6月30日までに光電話申込をした契約者（当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。）を除きます。）が、光電話サービスの提供開始日を含む料金月の3ヶ月後の料金月の末日までに第19条（付加機能の提供）第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額する特例措置を実施します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(3)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(4)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(5)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(6)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(7)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

第4条 契約者は、第2条及び第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。

附則

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成18年7月1日から実施します。

（特例措置）

第2条 平成18年9月30日までに光電話申込をし、平成18年7月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者（当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。）を除きます。）には、次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金（光電話アダプタ利用料及び付加機能利用料に限ります。以下本条においては同じとします。）について、当該契約に対する光電話サービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。ただし、付加機能利用料については、光電話サービスの提供を開始した日から起算して92日目までの間を無償とします。

(2) 光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費（初期設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。）について、工事費の総額から3,000円を減額します。

2 前項の特例措置を受ける契約者は、前項期間内に光電話サービス契約の解除、又は付加機能の廃止

があったときは、その解除又は廃止した日の前日（解除又は廃止をした日が提供を開始と同じ日の場合は、解除又は廃止の当日とします。）を含む料金月の利用料金を支払っていただきます。

第3条 平成18年9月30日までに光電話申込をした契約者（当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。）を除きます。）が、光電話サービスの提供開始日を含む料金月の3ヶ月後の料金月の末日までに第19条（付加機能の提供）第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額する特例措置を実施します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(3)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(4)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(5)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(6)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(7)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

第4条 契約者は、第2条及び第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

（実施期日）

第1条 この約款は、平成18年9月1日から実施します。

ただし、固定通信番号追加機能（プラスナンバー）及び複数同時通信機能（プラスチャンネル）の提供開始は平成18年9月29日からとします。

（特例措置）

第2条 平成18年9月30日までに光電話申込をし、平成18年9月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者（当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。）を除きます。）には、次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金（光電話アダプタ利用料及び付加機能利用料（ただし第4条に定める付加機能を除きます。））に限ります。以下本条において同じとします。）について、当該契約に対する光電話サービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。ただし、付加機能利用料については、光電話サービスの提供を開始した日から起算して92日目までの間を無償とします。

(2) 光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費（初期設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。）について、工事費の総額から3,000円を減額します。

2 前項の特例措置を受ける契約者は、前項期間内に光電話サービス契約の解除、又は付加機能の廃止があったときは、その解除又は廃止した日の前日（解除又は廃止をした日が提供を開始と同じ日の場合は、解除又は廃止の当日とします。）を含む料金月の利用料金を支払っていただきます。

第3条 平成18年9月30日までに光電話申込をした契約者（当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。）を除きます。）が、光電話サービスの提供開始日を含む料金月の3ヶ月後の料金月の末日までに第19条（付加機能の提供）第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合（ただし第5

条に定める付加機能を除きます。)には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額する特例措置を実施します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

第4条 次表に定める付加機能については、平成18年9月29日から平成19年3月31日までの付加機能利用料について、次表の右欄に規定する額を減額する特例措置を実施します。

付加機能利用料	単位	減額 (1機能ごとに月額)
(5)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	追加する1の固定通信番号ごとに	100円
(6)複数同時通信機能 (プラスチャネル)	追加する1の通信チャネルごとに	400円

第5条 平成19年3月31日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により次表に定める付加機能の請求をする契約者には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額する特例措置を実施します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(5)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(6)複数同時通信機能 (プラスチャネル)	1設定ごとに	1,500円

第6条 契約者は、第2条、第3条、第4条及び第5条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成18年9月25日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成18年10月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成19年1月31日までに光電話申込をし、平成18年10月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金(光電話アダプタ利用料及び付加機能利用料(ただし第4条に定める付加機能を除きます。))

に限ります。以下本条において同じとします。)について、当該契約に対する光電話サービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。ただし、付加機能利用料については、光電話サービスの提供を開始した日から起算して92日目までの間を無償とします。

(2)光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。

2 前項の特例措置を受ける契約者は、前項期間内に光電話サービス契約の解除、又は付加機能の廃止があったときは、その解除又は廃止した日の前日(解除又は廃止をした日が提供を開始と同じ日の場合は、解除又は廃止の当日とします。)を含む料金月の利用料金を支払っていただきます。

第3条 平成19年1月31日までに光電話申込をした契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。)が、光電話サービスの提供開始日を含む料金月の3ヶ月後の料金月の末日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合(ただし第5条に定める付加機能を除きます。))には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額する特例措置を実施します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

第4条 次表に定める付加機能については、平成18年10月1日から平成19年3月31日までの付加機能利用料について、次表の右欄に規定する額を減額する特例措置を実施します。

付加機能利用料	単位	減額 (1機能ごとに月額)
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	追加する1の固定通信番号ごとに	100円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	追加する1の通信チャンネルごとに	400円

第5条 平成19年3月31日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により次表に定める付加機能の請求をする契約者には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額する特例措置を実施します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円

第6条 契約者は、第2条、第3条、第4条及び第5条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。

第2条 平成18年10月1日実施の第2条(特例措置)及び第6条を次のとおり改め、第7条を追加します。

(特例措置)

第2条 平成19年1月31日までに光電話申込をし、平成18年10月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金(光電話アダプタ利用料及び付加機能利用料(ただし第4条に定める付加機能を除きます。))に限ります。)について、当該契約に対する光電話サービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。(以下、本条において無償期間といいます。)ただし、付加機能利用料については、光電話サービスの提供を開始した日から起算して92日目までの間を無償とします。

(2) 利用料金(ユニバーサルサービス料に限ります。)について、当該契約に対する光電話サービスの提供開始日が平成19年3月31日以前の場合、提供開始日(ただし、提供開始日が平成18年12月31日以前の場合、平成19年1月1日とします。)から、前項に定める無償期間が終了する日(ただし、終了する日が平成19年4月1日以降の場合、平成19年3月31日とします。)までの間を無償とします。

(3) 光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条において同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。

2 前項の特例措置を受ける契約者は、前項期間内に光電話サービス契約の解除、又は付加機能の廃止があったときは、その解除又は廃止した日の前日(解除又は廃止をした日が提供を開始と同じ日の場合は、解除又は廃止の当日とします。)を含む料金月の利用料金を支払っていただきます。

第6条 料金表第1表(料金)第1(利用料金)2(料金額)2-3付加機能利用料(5)固定通信番号追加機能(プラスナンバー)に係るユニバーサルサービス料については、平成19年1月1日から平成19年3月31日までの間を無償とします。

第7条 契約者は、第2条、第3条、第4条、第5条及び第6条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。

第2条 この改正規定の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(特例措置)

第3条 平成19年4月30日までに光電話申込をし、平成19年2月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金(光電話アダプタ利用料及び付加機能利用料に限ります。)について、当該契約に対する光電話サービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。(以下、本条において無償期間といたします。)ただし、付加機能利用料については、光電話サービスの提供を開始した日から起算して92日目までの間を無償とします。

(2) 利用料金(ユニバーサルサービス料に限ります。)について、当該契約に対する光電話サービスの提供開始日が平成19年3月31日以前の場合、提供開始日から、前項に定める無償期間が終了する日(ただし、終了する日が平成19年4月1日以降の場合、平成19年3月31日とします。)までの間を無償とします。

(3) 光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条において同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。

2 前項の特例措置を受ける契約者は、前項期間内に光電話サービス契約の解除、又は付加機能の廃止があったときは、その解除又は廃止した日の前日(解除又は廃止をした日が提供を開始と同じ日の場合は、解除又は廃止の当日とします。)を含む料金月の利用料金を支払っていただきます。

第4条 平成19年4月30日までに光電話申込をした契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。)が、光電話サービスの提供開始日を含む料金月の3ヶ月後の料金月の末日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額する特例措置を実施します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

第5条 次表に定める付加機能については、平成18年10月1日から平成19年3月31日までの付加機能利用料について、次表の右欄に規定する額を減額する特例措置を実施します。

付加機能利用料	単位	減額 (1機能ごとに月額)
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	追加する1の固定通信番号ごとに	100円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	追加する1の通信チャンネルごとに	400円

第6条 平成19年3月31日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により次表に定める付加機能の請求をする契約者には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額する特例措置を実施します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
---------------	----	----

(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャネル)	1設定ごとに	1,500円

第7条 料金表第1(料金)2(料金額)2-3付加機能利用料(5)固定通信番号追加機能(プラスナンバー)に係るユニバーサルサービス料については、平成19年1月1日から平成19年3月31日までの間を無償とします。

第8条 契約者は、第3条、第4条、第5条、第6条及び第7条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成19年4月6日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成19年5月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成19年7月31日までに光電話申込をし、平成19年5月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。)を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

(1)利用料金(光電話アダプタ利用料及び付加機能利用料に限ります。)について、当該契約に対する光電話サービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。(以下、本条において無償期間といたします。)ただし、付加機能利用料については、光電話サービスの提供を開始した日から起算して92日目までの間を無償とします。

(2)光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条において同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。

2 前項の特例措置を受ける契約者は、前項期間内に光電話サービス契約の解除、又は付加機能の廃止があったときは、その解除又は廃止した日の前日(解除又は廃止をした日が提供を開始と同じ日の場合は、解除又は廃止の当日とします。)を含む料金月の利用料金を支払っていただきます。

第3条 平成19年7月31日までに光電話申込をした契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。)が、光電話サービスの提供開始日を含む料金月の3ヶ月後の料金月の末日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額する特例措置を実施します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円

(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

第4条 契約者は、第2条及び第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成19年8月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成19年8月1日から平成19年10月31日までに光電話申込をし、平成19年8月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

(1)光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条において同じとします。))について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 平成19年10月31日までに光電話申込をした契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))が、光電話サービスの提供開始日を含む料金月の末日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

第4条 契約者は、第2条及び第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成19年11月1日から平成20年1月31日までに光電話申込をし、平成19年11月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

(1)光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条において同じとします。))について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 平成20年1月31日までに光電話申込をした契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))が、光電話サービスの提供開始日を含む料金月の末日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

第4条 契約者は、第2条及び第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成20年2月1日から平成20年4月30日までに光電話申込をし、平成20年2月1日以降に光電

話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

(1)光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条においてと同じとします。))について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 平成20年2月1日から平成20年4月30日までに光電話申込をした契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))が、光電話サービスの提供開始日を含む料金の末日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能(プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能(プラスチャネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第4条 平成20年2月1日から平成20年7月31日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成21年1月31日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においてと同じとします。))について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第5条 契約者は、第2条から第4条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成20年5月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成20年5月1日から平成20年7月31日までに光電話申込をし、平成20年5月1日以降に光電

話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。)を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

(1)光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条においてと同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 平成20年5月1日から平成20年7月31日までに光電話申込をした契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。)が、光電話サービスの提供開始日を含む料金の末日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

第4条 契約者は、第2条から第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成20年8月1日から平成20年10月31日までに光電話申込をし、平成20年8月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

(1)光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条においてと同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 平成20年8月1日から平成20年10月31日までに光電話申込をした契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。)が、光電話サービスの提供開始日を含む料金の

月の末日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第4条 平成20年8月1日から平成21年1月31日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成21年7月31日までに移転にを完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(光電話サービス契約者への特例措置)

第5条 光電話サービスの提供開始日を含む月を経過した契約者が、平成20年8月1日から平成20年8月31日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求し、その承諾を受けた場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

第6条 契約者は、第2条から第5条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

(複数付加機能サービス開始に伴う移行措置)

第7条 平成20年8月1日において、改正規定料金表第1表(料金)2(料金額)2-3(付加機能利用料)に規定する、当社が指定する複数の付加機能すべてを利用している場合は、複数付加機能サービスの利用の申し出があったものとみなし、当該付加機能利用料を適用します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

(光電話サービス契約者への特例措置)

第2条 光電話サービスの提供を開始した日を含む月を経過した契約者が、平成20年9月1日から平成20年9月30日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求し、その承諾を受けた場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

(光電話サービス契約者への特例措置)

第2条 光電話サービスの提供を開始した日を含む月を経過した契約者が、平成20年10月1日から平成20年10月31日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求し、その承諾を受けた場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能	1設定ごとに	1,500円

(プラスチャンネル)		
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成20年10月24日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成20年11月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成20年11月1日から平成21年1月31日までに光電話申込をし、平成20年11月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

(1)光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条において同じとします。))について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 平成20年11月1日から平成21年1月31日までに光電話申込をした契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))が、光電話サービスの提供開始日を含む料金の末日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

(光電話サービス契約者への特例措置)

第4条 光電話サービスの提供開始日を含む月を経過した契約者が、平成20年11月1日から平成21年1月31日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求し、その承諾を

受けた場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

第5条 契約者は、第2条から第4条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成21年2月1日から平成21年4月30日までに光電話申込をし、平成21年2月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

- (1) 光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。))について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 平成21年2月1日から平成21年4月30日までに光電話申込をした契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))が、光電話サービスの提供開始日を含む料金の末日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能	1設定ごとに	1,500円

(プラスチャンネル)		
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第4条 平成21年2月1日から平成21年4月30日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成21年10月30日までに移転にを完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) 光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下

本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(光電話サービス契約者への特例措置)

第5条 光電話サービスの提供開始日を含む月を経過した契約者が、平成21年2月1日から平成21年4月30日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求し、その承諾を受けた場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

第6条 契約者は、第2条から第5条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成21年3月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成21年5月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成21年5月1日から平成21年7月31日までに光電話申込をし、平成21年5月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

(1)光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に

限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 平成21年5月1日から平成21年7月31日までに光電話申込をした契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))が、光電話サービスの提供開始日を含む料金の末日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第4条 平成21年5月1日から平成21年7月31日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成22年1月31日までに移転を完了しない場合又は移転先が集合住宅(一棟の建物の中に壁や床によって区切られた複数の独立した住居がある形式の住宅のこととします。)の場合は、契

約者はこの特例措置を受けることが出来ません。なお当社が認める場合はこの限りではありません。

- (1) 光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(光電話サービス契約者への特例措置)

第5条 光電話サービスの提供開始日を含む月を経過した契約者が、平成21年5月1日から平成21年7月31日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求し、その承諾を受けた場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

第6条 契約者は、第2条から第5条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成21年8月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成21年8月1日から平成21年10月31日までに光電話申込をし、平成21年8月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

- (1) 光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 平成21年8月1日から平成21年10月31日までに光電話申込をした契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))が、光電話サービスの提供開始日を含む料金の末日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の

付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第4条 平成21年8月1日から平成21年10月31日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成22年4月30日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) 光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下

本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円

を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(光電話サービス契約者への特例措置)

第5条 光電話サービスの提供開始日を含む月を経過した契約者が、平成21年8月1日から平成21年10月31日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求し、その承諾を受けた場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

第6条 契約者は、第2条から第5条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成21年8月3日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施の日から平成22年8月31日までの間、料金表第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)(4)アの規定にかかわらず、(4)アの(ウ)を適用しないものとします。

第3条 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

第4条 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成21年9月28日から実施します。

ただし通話明細書送付手数料の適用は平成21年10月1日からとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成21年10月26日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成21年11月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成21年11月1日から平成22年1月31日までに光電話申込をし、平成21年11月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

- (1) 光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。))について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 平成21年11月1日から平成22年1月31日までに光電話申込をした契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))が、光電話サービスの提供開始日を含む料金月の末日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の

付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第4条 平成21年11月1日から平成22年1月31日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成22年7月31日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(2) 光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下

本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円

を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(光電話サービス契約者への特例措置)

第5条 光電話サービスの提供開始日を含む月を経過した契約者が、平成21年11月1日から平成22年1月31日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求し、その承諾を受けた場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

第6条 契約者は、第2条から第5条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成22年2月1日から平成22年4月30日までに光電話申込をし、平成22年2月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

- (1) 光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。))について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 平成22年2月1日から平成22年4月30日までに光電話申込をした契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))が、光電話サービスの提供開始日を含む料金の末日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第4条 平成22年2月1日から平成22年4月30日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成22年10月31日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1) 光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。))について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(光電話サービス契約者への特例措置)

第5条 光電話サービスの提供開始日を含む月を経過した契約者が、平成22年2月1日から平成22年4月30日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求し、その承諾を受

けた場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

第6条 契約者は、第2条から第5条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成22年3月14日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成22年4月12日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成22年5月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成22年5月1日から平成22年7月31日までに光電話申込をし、平成22年5月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

- (1) 光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。))について、工事費の総額から3,000円を減額しま

す。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 平成22年5月1日から平成22年7月31日までに光電話申込をした契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。)を除きます。)が、光電話サービスの提供開始日を含む料金の末日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第4条 平成22年5月1日から平成22年7月31日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成23年1月31日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) 光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下

本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円

を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(光電話サービス契約者への特例措置)

第5条 光電話サービスの提供開始日を含む月を経過した契約者が、平成22年5月1日から平成22年7月31日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求し、その承諾を受けた場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円

(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

第6条 契約者は、第2条から第5条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成22年8月1日から平成22年10月31日までに光電話申込をし、平成22年8月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

- (1) 光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限り、以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 平成22年8月1日から平成22年10月31日までに光電話申込をした契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))が、光電話サービスの提供開始日を含む料金の末日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第4条 平成22年8月1日から平成22年10月31日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成23年4月30日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1) 光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限り、以下

本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(光電話サービス契約者への特例措置)

第5条 光電話サービスの提供開始日を含む月を経過した契約者が、平成22年8月1日から平成22年10月31日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求し、その承諾を受けた場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

第6条 契約者は、第2条から第5条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施の日から平成24年3月31日までの間、料金表第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)(4)アの規定にかかわらず、(4)アの(ウ)を適用しないものとします。

第3条 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第4条 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成22年11月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成22年11月1日から平成23年1月31日までに光電話申込をし、平成22年11月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きま

す。)を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

- (1) 光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 平成22年11月1日から平成23年1月31日までに光電話申込をした契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。)を除きます。)が、光電話サービスの提供開始日を含む料金の月の末日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第4条 平成22年11月1日から平成23年1月31日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成23年7月31日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1) 光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(光電話サービス契約者への特例措置)

第5条 光電話サービスの提供開始日を含む月を経過した契約者が、平成22年11月1日から平成23年1月31日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求し、その承諾を受けた場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能	1設定ごとに	1,500円

(プラスナンバー)		
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

第6条 契約者は、第2条から第5条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

第3条 平成23年2月1日から平成23年4月30日までに光電話申込をし、平成23年2月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

- (1) 光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。))について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第4条 平成23年2月1日から平成23年4月30日までに光電話申込をした契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))が、光電話サービスの提供開始日を含む料金の末日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円

(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円
---------------	--------	------

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第5条 平成23年2月1日から平成23年4月30日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成23年10月30日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下

本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(光電話サービス契約者への特例措置)

第6条 光電話サービスの提供開始日を含む月を経過した契約者が、平成23年2月1日から平成23年4月30日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求し、その承諾を受けた場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

第7条 契約者は、第3条から第6条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成23年4月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成23年5月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成23年5月1日から平成23年7月31日までに光電話申込をし、平成23年5月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。)を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

- (1) 光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 平成23年5月1日から平成23年7月31日までに光電話申込をした契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。)を除きます。)が、光電話サービスの提供開始日を含む料金の末日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第4条 平成23年5月1日から平成23年7月31日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成24年1月31日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1) 光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(光電話サービス契約者への特例措置)

第5条 光電話サービスの提供開始日を含む月を経過した契約者が、平成23年5月1日から平成23年7月31日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求し、その承諾を受けた場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円

(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

第6条 契約者は、第2条から第5条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成23年7月4日から実施します。

(特例措置)

第2条 当社が光ネットサービス契約約款及び光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則(平成23年7月4日実施)第2条に定める長期継続利用に伴う減額措置を受けている契約者については通信料金(ただし、料金表第1表(料金)第2(通信料金)2(料金額)(2)国際通信に係るものの他、当社が別に定める通信料金は除きます。また料金表第1表(料金)第1(利用料金)(4)のIP利用回線に係る契約者連絡先電話番号がKDDI株式会社等のau通信サービス契約約款に定めるauサービスの電話番号であった場合における通信料金の減額に定めるア(割引判定条件)のすべてを満たした場合は、減額後の通信料金とします。)を、当該利用金額月単位の累積した月額累積通信料金に0.05を乗じて得た額を減額します。

(確定債務への減額措置の適用)

第3条 この改正規定実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成23年8月1日から平成23年10月31日までに光電話申込をし、平成23年8月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

(1) 光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に

限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 平成23年8月1日から平成23年10月31日までに光電話申込をした契約者（当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。）を除きます。）が、光電話サービスの提供開始日を含む料金の末日までに第19条（付加機能の提供）第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

（移転に伴う工事費用の特例措置の適用）

第4条 平成23年8月1日から平成23年10月31日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成24年1月31日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1) 光電話サービス契約に係る工事費（移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。）について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

（光電話サービス契約者への特例措置）

第5条 光電話サービスの提供開始日を含む月を経過した契約者が、平成23年8月1日から平成23年10月31日までに第19条（付加機能の提供）第1項の規定により付加機能の提供を請求し、その承諾を受けた場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円

(長期継続利用に伴う減額措置)

第6条 当社が光ネットサービス契約約款及び光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則(平成23年8月1日実施)第2条に定める長期継続利用に伴う減額措置を受けている契約者(ただし、光ネットサービス契約約款及び光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則(平成23年8月1日実施)第2条(1)に定める選択減額措置2を受ける契約者は除きます。)については通信料金(ただし、料金表第1表(料金)第2(通信料金)2(料金額)(2)国際通信に係るものの他、当社が別に定める通信料金は除きます。また料金表第1表(料金)第1(利用料金)(4)のIP利用回線に係る契約者連絡先電話番号がKDDI株式会社等のau通信サービス契約約款に定めるauサービスの電話番号であった場合における通信料金の減額に定めるア(割引判定条件)のすべてを満たした場合は、減額後の通信料金とします。)を、当該利用金額月単位に累積した月額累積通信料金に0.05を乗じて得た額を減額します。

(特例措置の適用)

第7条 契約者は、第2条から第7条に定める特例措置及び減額措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

(確定債務への減額措置の適用)

第8条 本第6条実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成23年11月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成23年11月1日から平成24年1月31日までに光電話申込をし、平成23年11月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

(1) 光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 平成23年11月1日から平成24年1月31日までに光電話申込をした契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。)が、光電話サービスの提供開始日を含む料金月の末日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円

(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円
(12)着信通知機能	1設定ごとに	1,000円

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第4条 平成23年11月1日から平成24年1月31日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成24年7月31日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1) 光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(光電話サービス契約者への特例措置)

第5条 光電話サービスの提供開始日を含む月を経過した契約者が、平成23年11月1日から平成24年1月31日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求し、その承諾を受けた場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円
(12)着信通知機能	1設定ごとに	1,000円

(長期継続利用に伴う減額措置)

第6条

当社が光ネットサービス契約約款及び光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則(平成23年11月1日実施)第8条に定める長期継続利用に伴う減額措置を受けている契約者(ただし、光ネットサービス契約約款及び光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則(平成23年11月1日実施)第8条(1)に定める選択減額措置2を受ける契約者は除きます。)については通信料金(ただし、料金表第1表(料金)第2(通信料金)2(料金額)(2)国際通信に係るものの他、当社が別に定める通

信料金は除きます。また料金表第1表(料金)第1(利用料金)(4)のIP利用回線に係る契約者連絡先電話番号がKDDI株式会社等のau通信サービス契約約款に定めるauサービスの電話番号であった場合における通信料金の減額に定めるア(割引判定条件)のすべてを満たした場合は、減額後の通信料金とします。)を、当該利用金額月単位に累積した月額累積通信料金に0.05を乗じて得た額を減額します。

(IP利用回線の一時中断に伴う特例措置)

第7条

当社が光ネットサービス契約約款に定める附則(平成23年10月24日実施)第9条に定めるIP利用回線の一時中断に伴う減額措置を受けている契約者については第4章第14条(2)は適用しません。

(特例措置の適用)

第8条 契約者は、第2条から第7条に定める特例措置及び減額措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

(確定債務への減額措置の適用)

第9条 本第6条実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成23年11月8日から実施します。

(光電話サービス契約者への減額措置)

第2条 光電話サービスの提供開始日を含む月を経過した契約者が、平成23年11月8日から平成24年3月31日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求し、その承諾を受けた場合には、次の減額措置を実施します。

(1)当社が別に定める基準を満たした月から12か月後の料金月までの期間(以下、減額期間といいます。)において、付加機能の提供に係る付加機能利用料について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額期間において契約者が付加機能の提供の解除を請求し、その承諾を受けた場合は、減額措置の適用を停止します。

付加機能の提供に係る 付加機能利用料	単位	減額
(1)割込電話機能	1契約ごとに	300円
(2)発信者番号表示機能	1契約ごとに	400円
(3)非通知着信拒否機能	1契約ごとに	200円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1契約ごとに	100円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャネル)	1契約ごとに	400円
(6)転送電話機能	1契約ごとに	500円
(7)転送電話選択機能	1契約ごとに	200円
(8)迷惑電話拒否機能	1契約ごとに	700円
(9)IP通信番号追加機能	1契約ごとに	300円
(12)着信通知機能	1契約ごとに	100円

(2)付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円
(12)着信通知機能	1設定ごとに	1,000円

第3条 第2条に定める光電話サービス契約者への減額措置の適用を受ける契約者においては、平成23年11月1日から実施の附則第5条に定める光電話サービス契約者への特例措置は適用しません。

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成24年2月1日から平成24年4月30日までに光電話申込をし、平成24年2月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

(1) 光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 平成24年2月1日から平成24年4月30日までに光電話申込をした契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))が、光電話サービスの提供開始日を含む料金月の末日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の

付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円
(12)着信通知機能	1設定ごとに	1,000円

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第4条 平成24年2月1日から平成24年4月30日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成24年10月31日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1) 光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(光電話サービス契約者への特例措置)

第5条 光電話サービスの提供開始日を含む月を経過した契約者が、平成24年2月1日から平成24年4月30日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求し、その承諾を受けた場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャンネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円
(12)着信通知機能	1設定ごとに	1,000円

(特例措置の適用)

第6条 契約者は、第2条から第7条に定める特例措置及び減額措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

(確定債務への減額措置の適用)

第7条 この改正規定実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施の日から平成25年6月30日までの間、料金表第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)(4)イ(割引額)で定める通信料金を減額について、同欄のアの(ア)中、「KDDI株式会社のau通信サービス契約約款に定めるauサービス(auパケット又はUIMサービス(タイプⅡに限ります。))を除くauサービスであって、同契約約款に基づき現に利用の一時休止を行っていないもの及び利用を停止されていないものに限ります。以下同じとします。)」を「KDDI株式会社のau通信サービス契約約款に定めるauサービス(auパケットを除くauサービスであって、同契約約款に基づき現に利用の一時休止を行っていないもの及び利用を停止されていないものに限ります。以下同じとします。)」に読み替えて適用します。

第3条 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

第4条 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成24年5月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成24年5月1日から平成24年5月31日までに光電話申込をし、平成24年5月1日以降に光電話サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

(1)光電話サービス契約に係る新規契約に伴う工事費(初期設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。))について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 平成24年2月1日から平成24年5月31日までに光電話申込をした契約者(当社が提供する光電話サービスを解除し、同一の場所において光電話申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし当社が別に定める場合を除きます。))を除きます。))が、光電話サービスの提供開始日を含む料金の末日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求する場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
---------------	----	----

(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円
(12)着信通知機能	1設定ごとに	1,000円

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第4条 平成24年5月1日から平成24年5月31日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成24年11月31日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(光電話サービス契約者への特例措置)

第5条 光電話サービスの提供開始日を含む月を経過した契約者が、平成24年5月1日から平成24年5月31日までに第19条(付加機能の提供)第1項の規定により付加機能の提供を請求し、その承諾を受けた場合には、付加機能の提供に係る工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。ただし、減額した後の付加機能の提供に係る工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

付加機能の提供に係る工事費	単位	減額
(1)割込電話機能	1設定ごとに	1,000円
(2)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
(3)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(4)固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)	1設定ごとに	1,500円
(5)複数同時通信機能 (プラスチャネル)	1設定ごとに	1,500円
(6)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
(7)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
(8)迷惑電話拒否機能	1設定ごとに	1,000円
(9)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円
(12)着信通知機能	1設定ごとに	1,000円

(特例措置の適用)

第6条 契約者は、第2条から第5条に定める特例措置及び減額措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

(確定債務への減額措置の適用)

第7条 この改正規定実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお、従前のとおりとします。

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第3条 平成24年6月1日から平成24年7月31日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成25年1月31日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第4条 契約者は、第2条から第3条に定める特例措置及び減額措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

(光電話サービスの提供に関する経過措置)

第5条 この改正規定実施の際現に、改正前の約款により当社が別に定める光ネットサービス契約約款及び光ネットアクセスサービス契約約款において、平成24年6月1日改正前の約款により提供されている光ネットサービス及び光ネットアクセスサービスの 카테고리1及び 카테고리2(以下本条において「 카테고리1及び 카테고리2」といいます。)に提供されている光電話サービスの料金その他の提供条件については、次の1に定めるところによるほか、なお従前のとおりとします。

1 카테고리1及び 카테고리2への光電話サービスを利用した場合の料金額

(1)基本料

料金種別	区別	料金額 (1契約ごとに月額)
光電話サービス	카테고리1及び 카테고리2	無料

(光電話アダプタの提供に関する経過措置)

第6条 この改正規定実施の際現に、改正前の約款により提供されている光電話アダプタは、料金その他の提供条件については、次の1に定めるところによるほか、なお従前のとおりとします。

1 光電話アダプタを利用した場合の料金額

(1)利用料

料金種別	料金額 (1装置ごとに月額)
光電話アダプタ利用料	300円

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第2条 平成24年8月1日から平成24年9月30日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成25年3月31日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) 光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成24年9月21日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第2条 平成24年10月1日から平成24年11月30日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成25年5月31日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) 光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第2条 平成24年12月1日から平成25年2月28日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成25年8月31日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第2条 平成25年3月1日から平成25年5月6日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成25年11月30日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成25年5月7日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第2条 当社は、当社が光電話サービス契約約款に定める附則(平成25年3月1日実施)第2条に定める移転に伴う工事費用の特例措置の適用について次のとおり読み替えます。

第2条 平成25年3月1日から平成25年7月31日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成26年1月31日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成25年7月1日から実施します。

(特例措置)

第2条

当社が光ネットサービス契約約款及び光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則(平成25年7月1日実施)第2条に定める長期継続利用に伴う減額措置を受けている契約者については通信料金(ただし、料金表第1表(料金)第2(通信料金)2(料金額)(2)国際通信に係るものの他、当社が別に定める通信料金は除きます。また料金表第1表(料金)第1(利用料金)(4)のIP利用回線に係る契約者連絡先電話番号がKDDI株式会社等のau通信サービス契約約款に定めるauサービスの電話番号であった場合における通信料金の減額に定めるA(割引判定条件)のすべてを満たした場合は、減額後の通信料金とします。)を、当該利用金額月単位に累積した月額累積通信料金に0.05を乗じて得た額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成25年8月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第2条 平成25年8月1日から平成25年9月30日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成26年5月31日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置)

第3条 当社が光ネットサービス契約約款及び光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則(平成25年8月1日実施) 第2条に定める長期継続利用に伴う減額措置を受けている契約者については通信料金(ただし、料金表第1表(料金)第2(通信料金)2(料金額)(2)国際通信に係るものの他、当社が別に定める通信料金は除きます。また料金表第1表(料金)第1(利用料金)(4)の IP 利用回線に係る契約者連絡先電話番号が KDDI 株式会社等の au 通信サービス契約約款に定める au サービスの電話番号であった場合における通信料金の減額に定めるア(割引判定条件)のすべてを満たした場合は、減額後の通信料金とします。)を、当該利用金額月単位に累積した月額累積通信料金に0.05を乗じて得た額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第4条この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第2条 平成25年10月1日から平成26年1月5日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成26年7月31日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置)

第3条 当社が光ネットサービス契約約款及び光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則(平成25年10月1日実施) 第2条に定める長期継続利用に伴う減額措置を受けている契約者については通信料金(ただし、料金表第1表(料金)第2(通信料金)2(料金額)(2)国際通信に係るものの他、当社が別に定める通信料金は除きます。また料金表第1表(料金)第1(利用料金)(4)の IP 利用回線に係る契約者連絡先電話番号が KDDI 株式会社等の au 通信サービス契約約款に定める au サービスの電話番号であった場合における通信料金の減額に定めるア(割引判定条件)のすべてを満たした場合は、減額後の通信料金とします。)を、当該利用金額月単位に累積した月額累積通信料金に0.05を乗じて得た額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第4条この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成25年11月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 当社が光ネットサービス契約約款及び光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則(平成25年11月1日実施) 第2条に定める長期継続利用に伴う減額措置を受けている契約者については通信料金(ただし、料金表第1表(料金)第2(通信料金)2(料金額)(2)国際通信に係るものの他、当社が別に定める通信料金は除きます。また料金表第1表(料金)第1(利用料金)(4)の IP 利用回線に係る契約者連絡先電話番号が KDDI 株式会社等の au 通信サービス契約約款に定める au サービスの電話番号であった場合における通信料金の減額に定めるア(割引判定条件)のすべてを満たした場合は、減額後の通信料金とします。)を、当該利用金額月単位に累積した月額累積通信料金に0.05を乗じて得た額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成25年11月25日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成26年1月6日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第2条 平成26年1月6日から平成26年2月28日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成26年8月31日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置)

第3条 当社が光ネットサービス契約約款及び光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則(平成26年1月6日実施) 第6条に定める長期継続利用に伴う減額措置を受けている契約者については通信料金(ただし、料金表第1表(料金)第2(通信料金)2(料金額)(2)国際通信に係るものの他、当社が別に定める通信料金は除きます。また料金表第1表(料金)第1(利用料金)(4)の IP 利用回線に係る契約者連絡先電話番号が KDDI 株式会社等の au 通信サービス契約約款に定める au サービスの電話番号であった場合における通信料金の減額に定めるア(割引判定条件)のすべてを満たした場

合は、減額後の通信料金とします。)を、当該利用金額月単位に累積した月額累積通信料金に0.05を乗じて得た額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第4条この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成26年3月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第2条 平成26年4月1日から平成26年5月6日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成26年11月6日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置)

第3条 当社が光ネットサービス契約約款及び光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則(平成26年4月1日実施) 第5条に定める長期継続利用に伴う減額措置又は光ネットサービス契約約款及び光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則(平成26年4月1日実施) 第6条に定める長期定期継続利用に伴う減額措置にを受けている契約者については通信料金(ただし、料金表第1表(料金)第2(通信料金)2料金額(2)国際通信に係るものの他、当社が別に定める通信料金は除きます。また料金表第1表(料金)第1(利用料金)(4)のIP利用回線に係る契約者連絡先電話番号がKDDI株式会社等のau通信サービス契約約款に定めるauサービスの電話番号であった場合における通信料金の減額に定めるア(割引判定条件)のすべてを満たした場合は、減額後の通信料金とします。)を、当該利用金額月単位に累積した月額累積通信料金に0.05を乗じて得た額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第4条この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第2条 平成26年7月1日から平成26年9月30日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成27年3月31日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第2条 平成26年10月1日から平成26年12月31日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成27年6月30日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第3条 平成27年1月1日から平成27年3月31日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成27年9月30日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第4条この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成27年2月24日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務についてはなお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第2条 平成27年4月1日から平成27年5月6日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成27年11月30日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成27年5月7日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第2条 平成27年5月7日から平成27年6月30日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成27年12月31日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第2条 平成27年7月1日から平成27年9月30日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成28年3月31日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第2条 平成27年10月1日から平成27年11月30日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成28年5月31日までに移転を完了しない場合又は契約者グループが存在しない区域への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費

が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成27年12月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第2条 平成27年12月1日から平成27年12月31日までにIP利用回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

(1) 光電話サービス契約に係る工事費(移転設定に係る工事に限ります。以下本条においては同じとします。)について、工事費の総額から3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成28年3月18日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

(付加機能利用料に関する特例措置の適用)

第2条 平成28年3月31日までに次に定める複数付加機能サービスを申し込まれた契約者には平成28年4月1日以降も継続して複数付加機能サービスを提供します。

複数付加機能サービス（付加サービス割引パック）	2（料金額）2-3（付加機能利用料）に規定する割込電話機能、発信者番号表示機能、非通知着信拒否機能、転送電話機能、迷惑電話拒否機能（以下本項に限り、本付加機能、といいます。）を同時に提供するもの	1のIP利用回線ごとに	800円
	<p>備考</p> <p>ア 当社は1のIP利用回線ごとに1の複数付加機能サービスを提供します。</p> <p>イ 本付加機能のすべての利用の申し出があった場合は、複数付加機能サービスの利用の申し出があったものとみなします。</p> <p>ウ 本付加機能の提供条件（料金額に関するものを除きます。）については、本付加機能の提供条件に準じます。ただし転送電話機能及び迷惑電話拒否機能については、固定通信番号追加機能により追加された固定通信番号には提供しません。</p> <p>エ 複数付加機能サービス提供中に本付加機能のうち何れか一つの廃止の申し出があった場合は、複数付加機能サービスの廃止の申し出があったものとみなします。</p>		

2 前項の複数付加機能サービスの廃止の申し出があった場合、再度、同じ複数付加機能サービスを申込みいただくことは出来ません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

第3条 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

第1条 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

第2条 削除（料金等の支払いに関する経過措置）

第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（経過措置）

第4条 この改正規定実施前に、改正前の約款の規定によりIP利用回線の移転を申し出た契約者へのIP利用回線の移転及び同一住所での建物建替えの場合の工事費の減額適用については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

第1条 この改正規定は、平成28年8月15日から実施します。

附則

（実施時期）

第1条 この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

第3条 平成28年7月1日から実施の附則第2条について、「削除」に改めます。

附則

(実施時期)

第1条 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

第1条 この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

第1条 この改正規定は、平成29年5月30日から実施します。

附則

(実施時期)

第1条 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則(実施時期)

第1条 この改正規定は、平成29年9月1日から実施します。

附則

(実施時期)

第1条 この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

第1条 この改正規定は、平成30年3月1日から実施します。

附則

(実施時期)

第1条 この改正規定は、平成30年5月1日から実施します。

附則

(実施時期)

第1条 この改正規定は、平成30年7月28日から実施します。

附則

(実施時期)

第1条 この改正規定は、平成30年10月10日から実施します。

附則

(実施時期)

第1条 この改正規定は、平成30年11月15日から実施します。

附則

(実施時期)

第1条 この改正規定は、平成31年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、令和元年7月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

第1条 この改正規定は、令和元年8月1日から実施します。

附則

(実施時期)

第1条 この改正規定は、令和元年9月30日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、令和元年11月22日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、令和2年1月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、2021年(令和3年)1月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。